

石巻市過疎地域持続的発展計画

(令和8～12年度)

令和8年3月

宮城県石巻市

目次

1	基本的な事項	1
(1)	市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	6
(3)	行財政の状況	24
(4)	地域の持続的発展の基本方針	27
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	36
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	36
(7)	計画期間	36
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	37
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	39
(1)	現況と問題点	39
(2)	その対策	39
(3)	計画（令和8年度～令和12年度）	40
3	産業の振興	41
(1)	現況と問題点	41
(2)	その対策	45
(3)	計画（令和8年度～令和12年度）	48
(4)	産業振興促進事項	50
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	50
4	地域における情報化	51
(1)	現況と問題点	51
(2)	その対策	51
(3)	計画（令和8年度～令和12年度）	52
5	交通施設の整備、交通手段の確保	53
(1)	現況と問題点	53
(2)	その対策	53
(3)	計画（令和8年度～令和12年度）	54
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	55
6	生活環境の整備	56
(1)	現況と問題点	56
(2)	その対策	57
(3)	計画（令和8年度～令和12年度）	57
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	59
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	60
(1)	現況と問題点	60
(2)	その対策	61
(3)	計画（令和8年度～令和12年度）	62

	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	63
8	医療の確保	64
	(1) 現況と問題点	64
	(2) その対策	64
	(3) 計画（令和 8 年度～令和 12 年度）	64
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	65
9	教育の振興	66
	(1) 現況と問題点	66
	(2) その対策	68
	(3) 計画（令和 8 年度～令和 12 年度）	69
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	70
10	集落の整備	71
	(1) 現況と問題点	71
	(2) その対策	71
	(3) 計画（令和 8 年度～令和 12 年度）	71
11	地域文化の振興等	72
	(1) 現況と問題点	72
	(2) その対策	72
	(3) 計画（令和 8 年度～令和 12 年度）	72
12	再生可能エネルギーの利用の推進	73
	(1) 現況と問題点	73
	(2) その対策	73
	(3) 計画（令和 8 年度～令和 12 年度）	73
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	73
13	事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲） .	74

1 基本的な事項

(1) 市の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

本市は宮城県の北東部に位置し、新旧北上川が北東から市の中央部と東部へ流れ、流域には肥よくな平坦地が広がり、市の北部から牡鹿半島にかけては北上高地の山々が連なっている。また、東部と南部は太平洋に面し、海洋性の気候で、内陸地方と比較すると寒暖の差が少なく、東北地方の中では年間を通して比較的温暖な地域となっている。沿岸部は、神割崎から牡鹿半島までがリアス式海岸に、旧北上川の河口である石巻湾側は、長浜から雲雀野へと続く砂浜となっている。また、沖合には、金華山、網地島、田代島のほか多くの小さな島々が浮かび、多様な地勢上の特徴を有し、風光明媚な景観を形成している。

北上川の河岸にはヤナギの河畔林やヨシの群生地が広がり、ヨシ原は環境省の「残したい日本の音風景 100 選」に選ばれている。また、多くの貴重な生物も生息しており、翁倉山おきなぐらやまがイヌワシ繁殖地として国の天然記念物に、また、大指沖の双子島等がウミネコなどの繁殖地として県の天然記念物及び日本野鳥の会の重要野鳥生息地に指定されている。

地勢は、東西約 35 k m、南北約 40 k m、面積は 554. 55 k m²を有し、県土 (7, 282. 29 k m²) の 7. 6%を占めている。

イ 歴史的条件

本市には、沼津、南境、仁斗田なしきぼた、梨木畑なしきぼた、宝ヶ峯かしざき、檜崎しんざん、深山てんゆうじ、皿貝てんゆうじ、天雄寺など多くの貝塚があり、縄文時代には人々がこの地で自然の恵みを受けながら暮らしてきたことがうかがわれる。

天平宝字 2 年 (758 年) には時の律令政府によって海道 (太平洋側) の蝦夷への軍事拠点として桃生城の造営が開始された。時代を経て、文治 5 年 (1189 年)、源頼朝の奥州征伐により藤原氏が滅亡すると、やがて山内首藤氏や葛西氏の所領となった。市内各所に造立された板碑いたび (石塔婆いしとうぼ) 群や城館跡から、関東より武士団が移住し、その文化が流入したことが分かる。その後、鎌倉時代から約 400 年間にわたって奥州総奉行葛西氏の拠点として栄えた。

江戸時代に入ると、仙台藩伊達家統治の下、川村孫兵衛重吉による北上川改修工事が行われた。北上川・江合川・迫川を合流し、石巻湾に流入させる大改修によって、水害防止やかんがい用水の確保のほか、東北各藩の藩米の集荷地、江戸廻米かいまいの基地として利用され、仙台藩経済の中心となった。また、水田開発も飛躍的に進み、今日のまちの基盤を形成するに至った。

慶長 2 年 (1597 年) から明治 17 年 (1884 年) にかけて貞山運河・北上運河が建設された。この運河は、仙台湾沿いに旧北上川河口と阿武隈川河口までを結ぶ総延長約 46. 4 k m のわが国最長の運河で、東北の輸送の大動脈となった。「貞山」とは伊達政宗公の諡おくりなであるといわれている。

明治に入ると東北本線の開通により交易港としての役割は急激に衰えたが、その後、金華山沖漁場を背景として、石巻、雄勝、鮎川などの漁港を中心に漁業のまちとして活気を取り

戻し、特に鮎川は女川と並んで近海捕鯨の基地として栄えた。

平成17年4月1日に、旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町、旧河南町、旧桃生町、旧北上町及び旧牡鹿町とで合併協議を進め、『石巻市』として新たな市制を施行した。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とその後に到来した巨大津波によって甚大な被害を受けたが、復旧・再生・発展を成し遂げ、快適で住みやすく、市民の夢や希望を実現する「新しい石巻市」の創造を目指して、まちづくりを進めてきた。

『合併市町の沿革』

石巻市	昭和8年4月1日：市制を施行、以後、3度にわたり蛇田村が編入 昭和30年4月10日：荻浜村が編入 昭和34年5月15日：渡波町が編入 昭和42年3月23日：稲井町が編入
河北町	昭和30年3月21日：飯野川町、二俣村、大川村及び大谷地村が合併して誕生
雄勝町	昭和16年4月1日：明治大合併により生まれた十五浜村が町制を施行
河南町	昭和30年3月21日：広渕村、須江村、北村、前谷地村及び鹿又村が合併して誕生
桃生町	昭和30年3月21日：中津山村と桃生村が合併して誕生
北上町	昭和37年4月1日：橋浦村と十三浜村が合併して生まれた北上村が町制を施行
牡鹿町	昭和30年3月26日：鮎川町と大原村が合併して誕生

ウ 社会的条件

日本は人口減少社会に突入しており、今後急速に人口減少が進むとともに、地方から東京圏への人口流出が顕著となり、地方においては、転出に伴う「社会減」と、出生率低下に伴う「自然減」の両者があいまって、人口減少が一層深刻化している。さらに、本市においては、東日本大震災（以下「震災」という。）以降の急激な人口流出もあり、地域経済社会への甚大な影響が懸念されている。

このような中、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現するとともに、地域の特性に即した課題を解決するため、地方創生の取組を進めることが強く求められており、本市においても、少子高齢化、人口減少の課題を克服し、将来にわたって活力ある地域社会の実現に向けた取組について、第2次総合計画の中に「人口戦略」として重点施策に位置付け、対策を講じていくこととしている。

平成元年の石巻専修大学開学、石巻港（日和港）の整備とその背後地への企業の立地、仙台・石巻間を結ぶ三陸縦貫自動車道の北東部への整備延伸、震災により被災した仙石線の全面開通と仙石東北ラインの開通等、交通アクセスが飛躍的に向上し、地域のポテンシャルは高まっている。

一方で、仙台市や関東などの都市圏からの交通条件が向上したとはいえ、J R 鉄道網が限られ、路線バス・住民バスが唯一の公共交通機関となっていることから、市民のほとんどは、通勤、通学、通院などに自家用車を使用しており、道路交通への依存度が極めて高く、今後も幹線道路などの整備が急務となっている。

エ 経済的条件

本市は宮城県の北東部における物流の要衝であるとともに、漁業、商業、工業、農業がバランスよく発展してきた地域である。

特に水産業をはじめとする第一次産業は、これまで本市の発展を支えてきた基幹産業であるが、就業者の高齢化、担い手不足の傾向は顕著であり、今後の地域経済の活力低下につながるものが危惧されている。

震災前においては、ブランド魚など、本市においてもブランド化された農水産物が見られるようになっていたが、震災により本市の農水産業は大きな被害を受け、これまで培ってきた多くの販路を失うこととなった。その後、石巻魚市場が完全復旧するなど、農水産業の再生に向けた取組が進められてきたが、失われた販路の回復や新規開拓を進めていくためには、海外輸出も視野に入れながら、より多くの付加価値の高い農水産物を作っていく必要があり、生産から販売までの総合的な流通体制の確保のほか、徹底した安全管理により、安心しておいしい食材を提供し、消費者の信頼を獲得する必要がある。

第二次産業は、生産物の高付加価値化や高付加価値型産業の育成を図る必要がある。

また、6次産業化の推進等により、第一次産業と第二次産業、第三次産業との結び付きを強化し、地域の特色を活かした新たな産業の確立などによる産業振興に努めることが重要となっている。

② 本市の現状

ア 人口等の動向

本市の国勢調査人口は、昭和 60 年の 186,587 人をピークに、その後は減少に転じ、令和 2 年には 140,151 人、昭和 55 年との比較では 24.7%、ピーク時の昭和 60 年との比較では 24.9%の減少となっている。

過疎化とともに高齢化の進行も著しく、他の年齢階層が減少を続けるなか、老年人口（65 歳以上）は増加を続け、昭和 55 年に 9.5%だった高齢者比率が、令和 2 年には 33.2%に至っている。

過疎地域においては、昭和 55 年の人口は 46,933 人で、それ以前から減少が続き、令和 2 年には 21,766 人となり、昭和 55 年との比較では 53.6%の減少となっている。

また、高齢化の進行も顕著であり、若年者比率については昭和 55 年の 19.6%から令和 2 年には 9.8%に減少する一方、高齢者比率については昭和 55 年の 13.1%から令和 2 年には 41.3%に増加している。

これらは、地理的条件や道路整備状況などにより、人口が定着しないためと考えられ、均衡ある地域社会の形成や、生産機能の向上を図る上で大きな影響を及ぼしている。

イ これまでの過疎地域に対する取組

昭和45年の過疎地域対策緊急措置法施行以来、合併前に過疎地域の公示を受けていた町においては、過疎地域関連の特別措置法により、交通通信や生活環境、産業基盤などの整備に対する財政支援などを受け、地域の特性に応じた施策を計画的に講じてきており、平成12年度からの5か年の計画においては、旧過疎地域4町（河北地域、雄勝地域、北上地域、牡鹿地域）で約299億円の事業を実施してきた。

平成17年4月1日の合併以後は、本市全域がみなし過疎地域として指定されたことから、その後、5年間において約389億円の事業を実施してきた。

また、平成22年4月の特別措置法の一部改正により、旧過疎地域4町のみが過疎地域となるとともに、有効期限が平成28年3月まで延長されたことから、平成22年12月に策定された石巻市過疎地域自立促進計画に基づき、計画期間の6年間において約247億円の事業を実施してきた。

さらに、平成23年3月の震災発生後における被災市町村の実情を踏まえた法改正により、失効期限を更に5年間延長し、令和3年3月末までとされたことから、平成28年度から令和2年度までを計画期間とする新たな石巻市過疎地域自立促進計画を策定し、当計画に基づき、インフラ整備や施設の改修事業など、約318億円の事業を実施し、一定の成果が上げられてきている。

令和3年4月からは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき石巻市過疎地域持続的発展計画を策定し、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進しており、令和4年4月には、令和2年国勢調査の結果を反映し、桃生地域が新たに過疎地域とみなす区域に指定された。

ウ 本市の過疎地域における課題

人口の減少に伴って、若年者人口の割合が減少する一方で、高齢者人口の割合は急速に増加しており、この傾向は今後も続く予測されている。また、震災による大きな被害を受けた沿岸部の過疎地域からの人口流出が急速に進んでおり、人口減少に歯止めがかからない状況である。

本市における過疎地域については、復興期間である令和2年度までにおいて、施設の改修事業やインフラ整備などの復旧・復興事業、特にハード事業を最優先で進めてきたが、今後は、若年層の定住促進を目的とした雇用の場の確保、地場産業の開発・振興などが重要になるとともに、高齢者が生きがいを持って生活できるよう、高齢社会に対応した施設整備や福祉ボランティア組織の強化を図るなど、地域全体で高齢社会を支えていくシステムづくりなどのソフト事業を進めていく必要がある。また、合併の効果を生かして人口の定着化を進めるためにも、安全にそして安心して子どもを産み育てられるような少子化対策と、豊かな自然環境を生かした新たな産業の振興、魅力ある活力に満ちた地域づくりにも積極的に取り組むことが必要不可欠である。

さらに、市内における鉄道、道路などの交通体系は十分に整備されているとはいえ、地

理的条件から生産品の輸送手段が限られ、企業の育成・誘致が困難な地域もあることから、産業活動の活性化と交流人口の増加を目指した交通体系の見直しも重要な課題となっている。

エ 今後の見通し

本市の人口は今後も減少を続け、少子高齢化の傾向が顕著に表れると予測されるが、第2次総合計画に包含される「人口戦略」に基づき、地域産業の経営力強化による雇用創出や、災害に強く安全安心に暮らせる地域づくりの推進、結婚・妊娠・出産・育児に係る切れ目のない支援など、定住促進や人口流出抑制の環境づくりを積極的かつ着実に進め、人口減少の抑制を図ることとしている。

これまで、各種過疎対策事業を実施してきたが、依然として過疎化に歯止めがかからず、さらには震災の影響による急激な人口流出もあり、過疎地域では非常に厳しい状況が続いていることから、人口流出防止のための産業振興策やインフラ整備、地場産業の振興などの各種施策に取り組んでいくことが必要である。

また、合併によって生まれた地域独自の多彩な資源をつなぎ合い、産業間の連携を推進することによって、新たな産業を創出するとともに、地域の実情に応じた公共交通体系の整備を進めることで、市内外の交流が活発化され、交流人口が増加し、過疎化に歯止めをかけることが期待される。

さらに、本市の周辺市町を含めた石巻圏域では、広域行政事務組合や水道企業団を設置し、消防・救急、老人ホーム、ごみ・し尿処理、上水道などの事務を共同処理してきたほか、本圏域の広域的課題に対し、一体となって取り組んできた経緯を踏まえて、平成22年2月の定住自立圏構想に係る中心市宣言を経て、平成22年10月に石巻圏域定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンの策定を進めてきた。震災によりその取組が中断したが、令和4年10月に石巻圏域定住自立圏共生ビジョンを策定し、東松島市及び女川町と連携した取組を推進している。

震災以降、多様化する地域ニーズや市民ニーズへのきめ細やかな対応も求められており、複雑化する地域の課題解決のためには、新たな地域自治の枠組みを築きながら、行政と市民がパートナーとして共に考え、共に取り組む「市民協働」が重要不可欠となっている。このため、地域住民自ら参加・参画し、自己決定できる「地域自治システム」の確立が必要となっている。

③ 社会経済的発展の方向の概要

ア 産業構造の変化

本市の産業構造の変化を国勢調査における就業人口の推移で見ると、昭和55年の86,263人から平成2年の89,178人までは増加傾向にあったものの、その後は減少に転じ、令和2年には65,193人となっている。

また、就業人口を産業別構成割合の変化からみると、昭和55年に22.0%の比率を占めていた第一次産業は減少を続け、令和2年には7.2%となり、第三次産業が昭和55年の47.3%

から着実に増加し、令和2年には全体の半数を超える62.0%に至っている。

過疎地域の就業人口については、昭和55年は22,631人であったが、それ以前から減少が続き、令和2年には10,608人となっている。

また、産業別構成割合については、第一次産業は、昭和55年では35.8%と最も高い比率を占めていたが、以後減少を続け、令和2年には最も少ない18.2%となる一方で、第三次産業は、昭和55年の31.7%から増加を続け、令和2年には全体の半数に近い48.5%に達している。

これらの数字にも表れているように、産業構造を取り巻く環境の厳しさや就労意識の変化から、就業の主体が第一次産業から第二次・第三次産業へ移行していることが分かる。

イ 地域の経済的な立地特性

本市は、宮城県の北東部に位置し、新旧北上川が北東から市の中央部と東部へ流れ、流域には平坦な田園地帯が広がり、東部と南部が太平洋に面するなど、市全域が豊かな自然と多様で風向明媚な景観を有している。

温暖な気候と適度な降雨量は、農作物の生産に適し、また、金華山沖は暖流と寒流が交わる全国的にも有数の漁場となっている。

本市の中心地域は、鉄道や港などの経済活動を促す基盤が他地域より整備されていることもあり、商工業や水産業を中心に、市内のみならず県北東部の要衝として、その役割を果たしている。

国土交通省で整備を進めてきた三陸縦貫自動車道は、石巻女川インターチェンジの開通や石巻から仙台までの4車線化が完了、令和3年3月には、宮城県内の延長126kmが全線開通したことにより、就労機会の増大や地域産業の振興・再編を促し、また、地域住民の主要な生活道路であるとともに、災害時の避難経路や緊急輸送路として必要不可欠となっている。

今後は、豊かな自然環境と、恵まれた観光資源、地域資源を有効に活用することで、各産業の活性化と地域の持続的発展が期待できる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口

ア 人口の推移

本市の人口推移を国勢調査人口で見ると、昭和60年の186,587人をピークに減少傾向にあり、令和2年では140,151人で、5年前の平成27年との比較では7,063人、4.8%の減少となっている。

年齢階層別による構成割合から、平成27年と令和2年を比較すると、0歳から14歳までの年少人口は11.5%から10.4%に、15歳から64歳までの生産年齢人口は57.8%から54.9%に、65歳以上の老年人口は30.1%から33.2%を占める結果となり、少子高齢化を顕著に反映し、年少人口と生産年齢人口は減少、老年人口は増加の傾向を続けている。

過疎地域においては、昭和55年の人口は46,933人で、それ以前から減少が続き、令和2

年には21,766人となり、5年前の平成27年との比較では11.0%の減少となっている。

また、平成27年と令和2年の年齢別構成割合を比較すると、年少人口は10.1%から8.6%に、生産年齢人口は54.0%から50.0%に減少する一方で、老年人口は35.9%から41.3%に増加しており、少子高齢化を顕著に反映したものとなっている。

イ 今後の動向

国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計によると、令和12年には、石巻市の人口は、122,272人となり、令和2年と比較し、17,879人減少すると予想されている。

また、この結果を年齢階層別に見ると、年少人口は令和12年には10,149人となって、令和2年に比べ30.4%の減少となり、さらに、生産年齢人口についても令和12年には66,752人と減少をたどり、令和2年に比べ13.3%の減少となるが、これに対して、老年人口については、令和12年には45,371人と、全人口の37.1%を占めると予測されている。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

(※ 年齢 3 階層別人口の合計は、年齢不詳が入るとき、総数と一致しない場合がある。)
(市全体)

区分	昭和 55 年	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 186,094	人 186,587	% 0.3	人 182,911	% △ 2.0	人 178,923	% △ 2.2
0 歳～14 歳	43,936	41,026	△ 6.6	35,477	△ 13.5	29,812	△ 16.0
15 歳～64 歳	124,406	124,982	0.5	122,557	△ 1.9	118,746	△ 3.1
うち 15 歳～29 歳(a)	37,934	34,962	△ 7.8	33,527	△ 4.1	33,111	△ 1.2
65 歳以上(b)	17,741	20,570	15.9	24,609	19.6	30,365	23.4
(a)／総数 若年者比率	% 20.4	% 18.7	—	% 18.3	—	% 18.5	—
(b)／総数 高齢者比率	% 9.5	% 11.0	—	% 13.5	—	% 17.0	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 174,778	% △ 2.3	人 167,324	% △ 4.3	人 160,826	% △ 3.9	人 147,214	% △ 8.5
0 歳～14 歳	25,909	△ 13.1	22,851	△ 11.8	20,214	△ 11.5	16,911	△ 16.3
15 歳～64 歳	112,883	△ 4.9	104,025	△ 7.8	96,297	△ 7.4	85,018	△ 11.7
うち 15 歳～29 歳(a)	31,337	△ 5.4	26,604	△ 15.1	22,480	△ 15.5	19,395	△ 13.7
65 歳以上(b)	35,982	18.5	40,435	12.4	43,747	8.2	44,248	1.1
(a)／総数 若年者比率	% 17.9	—	% 15.9	—	% 14.0	—	% 13.2	—
(b)／総数 高齢者比率	% 20.6	—	% 24.2	—	% 27.2	—	% 30.1	—

区分	令和 2 年	
	実数	増減率
総数	人 140,151	% △ 4.8
0 歳～14 歳	14,579	△ 13.8
15 歳～64 歳	76,979	△ 9.4
うち 15 歳～29 歳(a)	17,616	△ 9.2
65 歳以上(b)	46,507	5.1
(a)／総数 若年者比率	% 12.6	—
(b)／総数 高齢者比率	% 33.2	—

(過疎地域計)

区分	昭和 55 年	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 46,933	人 45,126	% △ 3.9	人 42,523	% △ 5.8	人 39,672	% △ 6.7
0 歳～14 歳	10,113	9,364	△ 7.4	8,125	△13.2	6,521	△19.7
15 歳～64 歳	30,662	28,952	△ 5.6	26,542	△ 8.3	23,916	△ 9.9
うち 15 歳～29 歳(a)	9,181	7,452	△18.8	6,141	△17.6	5,511	△10.3
65 歳以上(b)	6,158	6,810	10.6	7,856	15.4	9,235	17.6
(a)／総数 若年者比率	% 19.6	% 16.5	—	% 14.4	—	% 13.9	—
(b)／総数 高齢者比率	% 13.1	% 15.1	—	% 18.5	—	% 23.3	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 37,041	% △ 6.6	人 34,214	% △ 7.6	人 31,193	% △ 8.8	人 24,456	% △21.6
0 歳～14 歳	5,131	△21.3	4,082	△20.4	3,299	△19.2	2,469	△25.2
15 歳～64 歳	21,632	△ 9.6	19,599	△ 9.4	17,442	△11.0	13,196	△24.3
うち 15 歳～29 歳(a)	5,079	△ 7.8	4,552	△10.4	3,665	△19.5	2,641	△27.9
65 歳以上(b)	10,278	11.3	10,533	2.5	10,452	△ 0.8	8,787	△15.9
(a)／総数 若年者比率	% 13.7	—	% 13.3	—	% 11.7	—	% 10.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 27.7	—	% 30.8	—	% 33.5	—	% 35.9	—

区分	令和 2 年	
	実数	増減率
総数	人 21,766	% △11.0
0 歳～14 歳	1,879	△23.9
15 歳～64 歳	10,879	△17.6
うち 15 歳～29 歳(a)	2,135	△19.2
65 歳以上(b)	8,995	2.4
(a)／総数 若年者比率	% 9.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 41.3	—

(旧河北町)

区分	昭和 55 年	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 15,850	人 15,474	% △ 2.4	人 14,900	% △ 3.7	人 14,186	% △ 4.8
0 歳～14 歳	3,236	3,170	△ 2.0	2,930	△ 7.6	2,415	△ 17.6
15 歳～64 歳	10,564	9,983	△ 5.5	9,319	△ 6.7	8,622	△ 7.5
うち 15 歳～29 歳(a)	3,410	2,731	△ 19.9	2,315	△ 15.2	2,137	△ 7.7
65 歳以上(b)	2,050	2,321	13.2	2,651	14.2	3,149	18.8
(a)／総数 若年者比率	% 21.5	% 17.6	—	% 15.5	—	% 15.1	—
(b)／総数 高齢者比率	% 12.9	% 15.0	—	% 17.8	—	% 22.2	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 13,407	% △ 5.5	人 12,508	% △ 6.7	人 11,578	% △ 7.4	人 11,097	% △ 4.2
0 歳～14 歳	1,912	△ 20.8	1,570	△ 17.9	1,335	△ 15.0	1,159	△ 13.2
15 歳～64 歳	7,951	△ 7.9	7,300	△ 8.0	6,658	△ 8.8	6,176	△ 7.2
うち 15 歳～29 歳(a)	2,067	△ 3.4	1,812	△ 12.2	1,468	△ 19.0	1,300	△ 11.4
65 歳以上(b)	3,544	12.5	3,638	2.7	3,585	△ 1.5	3,760	4.9
(a)／総数 若年者比率	% 15.4	—	% 14.5	—	% 12.7	—	% 11.7	—
(b)／総数 高齢者比率	% 26.4	—	% 29.1	—	% 31.0	—	% 33.9	—

区分	令和 2 年	
	実数	増減率
総数	人 9,878	% △ 11.0
0 歳～14 歳	913	△ 21.2
15 歳～64 歳	5,091	△ 17.6
うち 15 歳～29 歳(a)	984	△ 24.3
65 歳以上(b)	3,866	2.8
(a)／総数 若年者比率	% 10.0	—
(b)／総数 高齢者比率	% 39.1	—

(旧雄勝町)

区分	昭和 55 年	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
	人	人	%	人	%	人	%
総数	7,851	7,160	△ 8.8	6,544	△ 8.6	5,840	△10.8
0 歳～14 歳	1,777	1,445	△18.7	1,187	△17.9	971	△18.2
15 歳～64 歳	5,045	4,597	△ 8.9	4,089	△11.1	3,405	△16.7
うち 15 歳～29 歳(a)	1,445	1,103	△23.7	792	△28.2	567	△28.4
65 歳以上(b)	1,029	1,118	8.6	1,268	13.4	1,464	15.5
(a)／総数 若年者比率	% 18.4	% 15.4	—	% 12.1	—	% 9.7	—
(b)／総数 高齢者比率	% 13.1	% 15.6	—	% 19.4	—	% 25.1	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
	人	%	人	%	人	%	人	%
総数	5,239	△10.3	4,694	△10.4	3,994	△14.9	1,021	△74.4
0 歳～14 歳	749	△22.9	490	△34.6	294	△40.0	33	△88.8
15 歳～64 歳	2,836	△16.9	2,517	△11.0	2,028	△19.4	423	△79.1
うち 15 歳～29 歳(a)	407	△28.7	416	3.0	343	△17.5	59	△82.8
65 歳以上(b)	1,654	13.0	1,687	2.0	1,672	△ 0.9	565	△66.2
(a)／総数 若年者比率	% 7.8	—	% 8.9	—	% 8.6	—	% 5.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 31.6	—	% 35.9	—	% 41.9	—	% 55.3	—

区分	令和 2 年	
	実数	増減率
	人	%
総数	1,031	1.0
0 歳～14 歳	34	3.0
15 歳～64 歳	399	△ 5.7
うち 15 歳～29 歳(a)	62	5.0
65 歳以上(b)	598	5.8
(a)／総数 若年者比率	% 6.0	—
(b)／総数 高齢者比率	% 58.0	—

(旧桃生町)

区分	昭和 55 年	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
	人	人	%	人	%	人	%
総数	9,313	9,322	0.1	9,270	△ 0.6	8,990	△ 3.0
0 歳～14 歳	1,932	1,995	3.3	1,815	△ 9.0	1,500	△ 17.4
15 歳～64 歳	6,152	5,994	△ 2.6	5,920	△ 1.2	5,621	△ 5.1
うち 15 歳～29 歳(a)	1,862	1,567	△ 15.8	1,455	△ 7.1	1,387	△ 4.7
65 歳以上(b)	1,229	1,333	8.5	1,535	15.2	1,869	21.8
(a)／総数 若年者比率	% 20.0	% 16.8	—	% 15.7	—	% 15.4	—
(b)／総数 高齢者比率	% 13.2	% 14.3	—	% 16.6	—	% 20.8	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
	人	%	人	%	人	%	人	%
総数	8,644	△ 3.8	8,102	△ 6.3	7,582	△ 6.4	7,460	△ 1.6
0 歳～14 歳	1,210	△ 19.3	1,050	△ 13.2	909	△ 13.4	869	△ 4.4
15 歳～64 歳	5,287	△ 5.9	4,787	△ 9.5	4,392	△ 8.3	4,151	△ 5.5
うち 15 歳～29 歳(a)	1,365	△ 1.6	1,178	△ 13.7	923	△ 21.6	834	△ 9.6
65 歳以上(b)	2,147	14.9	2,265	5.5	2,281	0.7	2,438	6.9
(a)／総数 若年者比率	% 15.8	—	% 14.5	—	% 12.2	—	% 11.2	—
(b)／総数 高齢者比率	% 24.8	—	% 28.0	—	% 30.1	—	% 32.7	—

区分	令和 2 年	
	実数	増減率
	人	%
総数	6,629	△ 11.1
0 歳～14 歳	661	△ 27.4
15 歳～64 歳	3,480	△ 16.2
うち 15 歳～29 歳(a)	701	△ 15.9
65 歳以上(b)	2,483	1.8
(a)／総数 若年者比率	% 10.6	—
(b)／総数 高齢者比率	% 37.5	—

(旧北上町)

区分	昭和 55 年	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,469	人 5,356	% △ 2.1	人 5,036	% △ 6.0	人 4,765	% △ 5.4
0 歳～14 歳	1,269	1,185	△ 6.6	1,014	△ 14.4	788	△ 22.3
15 歳～64 歳	3,488	3,373	△ 3.3	3,051	△ 9.5	2,861	△ 6.2
うち 15 歳～29 歳(a)	1,061	892	△ 15.9	762	△ 14.6	782	2.6
65 歳以上(b)	712	798	12.1	971	21.7	1,116	14.9
(a)／総数 若年者比率	% 19.4	% 16.7	—	% 15.1	—	% 16.4	—
(b)／総数 高齢者比率	% 13.0	% 14.9	—	% 19.3	—	% 23.4	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,472	% △ 6.1	人 4,028	% △ 9.9	人 3,718	% △ 7.7	人 2,430	% △ 34.6
0 歳～14 歳	636	△ 19.3	532	△ 16.4	448	△ 15.8	261	△ 41.7
15 歳～64 歳	2,668	△ 7.0	2,355	△ 11.5	2,116	△ 10.1	1,282	△ 39.4
うち 15 歳～29 歳(a)	712	△ 9.5	593	△ 16.2	441	△ 25.6	258	△ 41.5
65 歳以上(b)	1,168	4.7	1,141	△ 2.3	1,154	1.1	887	△ 23.1
(a)／総数 若年者比率	% 15.9	—	% 14.7	—	% 11.9	—	% 10.6	—
(b)／総数 高齢者比率	% 26.1	—	% 28.3	—	% 31.0	—	% 36.5	—

区分	令和 2 年	
	実数	増減率
総数	人 2,135	% △ 12.1
0 歳～14 歳	179	△ 31.4
15 歳～64 歳	987	△ 23.0
うち 15 歳～29 歳(a)	201	△ 22.1
65 歳以上(b)	969	9.2
(a)／総数 若年者比率	% 9.4	—
(b)／総数 高齢者比率	% 45.4	—

(旧牡鹿町)

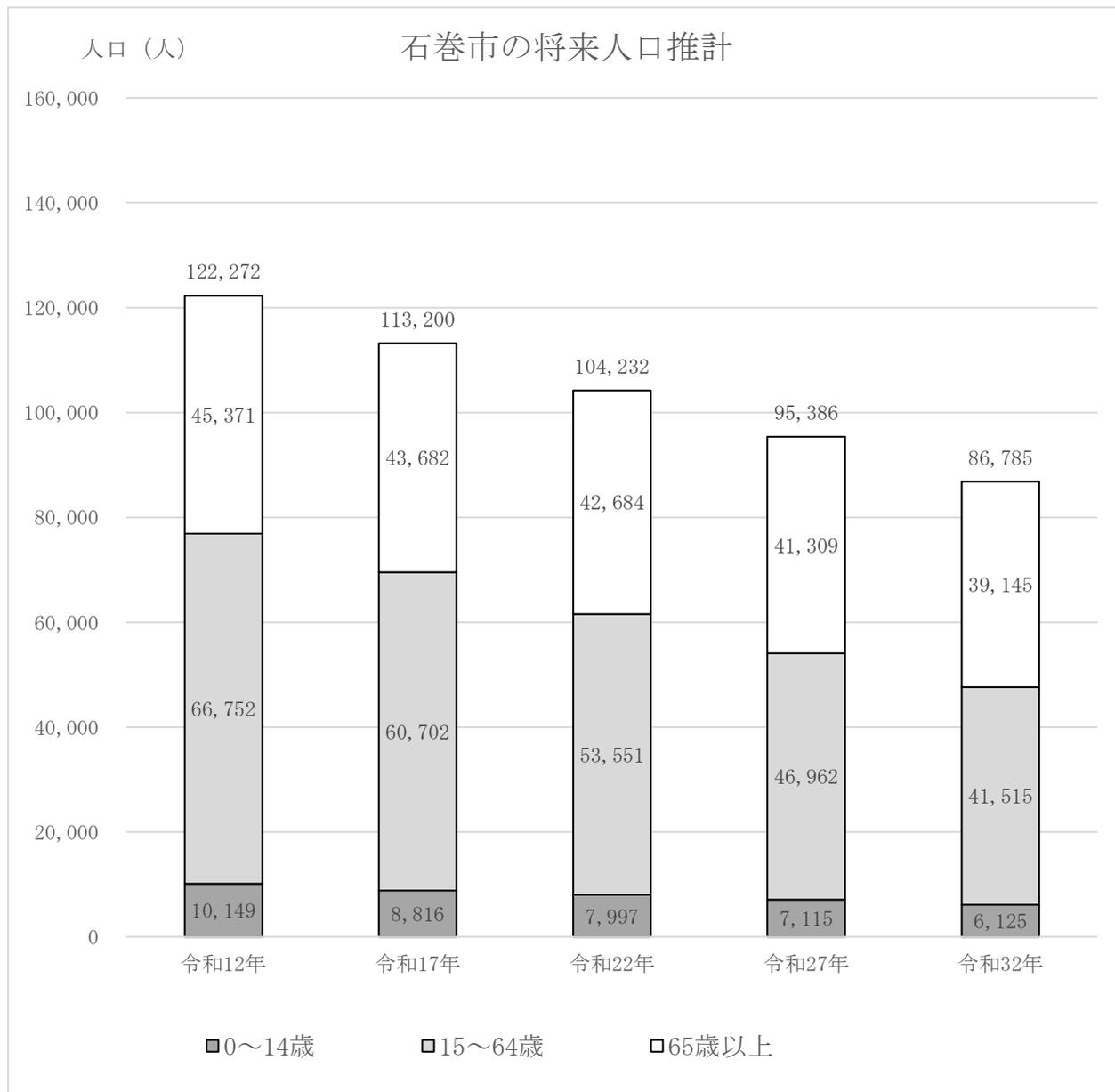
区分	昭和 55 年	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,450	人 7,814	% △ 7.5	人 6,773	% △13.3	人 5,891	% △13.0
0 歳～14 歳	1,899	1,569	△17.4	1,179	△24.9	847	△28.2
15 歳～64 歳	5,413	5,005	△ 7.5	4,163	△16.8	3,407	△18.2
うち 15 歳～29 歳(a)	1,403	1,159	△17.4	817	△29.5	638	△21.9
65 歳以上(b)	1,138	1,240	9.0	1,431	15.4	1,637	14.4
(a)／総数 若年者比率	% 16.6	% 14.8	—	% 12.1	—	% 10.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 13.5	% 15.9	—	% 21.1	—	% 27.8	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,279	% △10.4	人 4,882	% △ 7.5	人 4,321	% △11.5	人 2,448	% △43.3
0 歳～14 歳	624	△26.3	440	△29.5	313	△28.9	147	△53.0
15 歳～64 歳	2,878	△15.5	2,640	△ 8.3	2,248	△14.8	1,164	△48.2
うち 15 歳～29 歳(a)	525	△17.7	553	5.3	490	△11.4	190	△61.2
65 歳以上(b)	1,764	7.8	1,802	2.2	1,760	△ 2.3	1,137	△35.4
(a)／総数 若年者比率	% 9.9	—	% 11.3	—	% 11.3	—	% 7.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 33.4	—	% 36.9	—	% 40.7	—	% 46.4	—

区分	令和 2 年	
	実数	増減率
総数	人 2,093	% △14.5
0 歳～14 歳	92	△37.4
15 歳～64 歳	922	△20.8
うち 15 歳～29 歳(a)	187	△ 1.6
65 歳以上(b)	1,079	△ 5.1
(a)／総数 若年者比率	% 8.9	—
(b)／総数 高齢者比率	% 51.6	—

表1-1 (2) 人口の見通し

(※ 端数の処理により、総人口と各年齢階級別の人口が一致しない場合がある。)



(資料：国立社会保障・人口問題研究所)

② 産業

ア 産業構造、各産業別の現況

令和2年の国勢調査における本市の就業人口は65,193人となっており、その内容を産業別に見ると、第一次産業が4,702人で全体の7.2%と、全産業の中でもっとも低い割合となっており、続いて第二次産業が18,341人で28.1%、もっとも割合が高いのは第三次産業の40,445人で、62.0%と全体の半数以上を占めており、この産業別の構成割合を5年前の平成27年と比較すると、第一次、第二次産業は減少で、第三次産業が増加という結果となっている。

経済活動別市内総生産からみると、令和2年度は5,665億円で、令和元年度の5,918億円から253億円の減少となっている。第一次産業では21億円減少したほか、第二次産業は67億円の減少、第三次産業は156億円の減少となっている。

また、令和2年度の経済活動別市内総生産を人口一人当たりで見ると、第二次産業では1,100万円、第三次産業では855万円となり、第一次産業においては448万円と、第二次産業の半額にも満たない状況にある。

イ 今後の動向

就業人口の減少傾向は今後も続き、第一次から第三次産業までの全ての産業において減少すると予測されている。

表1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

(※ 比率の計は、分類不能な産業があるため、100%にならない場合がある。)

(市全体)

区分	昭和 55 年		昭和 60 年			平成 2 年			平成 7 年		
	実数		実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 86,263		人 87,751		% 1.7	人 89,178		% 1.6	人 88,722		% △ 0.5
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 18,974	% 22.0	人 18,014	% 20.5	% △ 5.1	人 14,589	% 16.4	% △ 19.0	人 10,956	% 12.3	% △ 24.9
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 26,429	% 30.6	人 27,514	% 31.4	% 4.1	人 29,917	% 33.5	% 8.7	人 30,890	% 34.8	% 3.3
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 40,819	% 47.3	人 42,182	% 48.1	% 3.3	人 44,653	% 50.1	% 5.9	人 46,827	% 52.8	% 4.9

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数		実数		実数		実数	
総数	人 84,075		人 77,409		人 71,623		人 67,457	
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 8,956	% 10.7	人 7,813	% 10.1	人 6,282	% 8.8	人 5,165	% 7.7
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 28,397	% 33.8	人 23,523	% 30.4	人 20,850	% 29.1	人 19,669	% 29.2
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 46,383	% 55.2	人 45,618	% 58.9	人 43,158	% 60.3	人 41,297	% 61.2

区分	令和 2 年		
	実数		増減率
総数	人 65,193		% △ 3.4
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 4,702	% 7.2	% △ 9.0
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 18,341	% 28.1	% △ 6.8
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 40,445	% 62.0	% △ 2.1

(過疎地域計)

区分	昭和 55 年		昭和 60 年			平成 2 年		平成 7 年			
	実数		実数		増減率	実数		増減率		実数	
総数	人 22,631		人 22,105		% △ 2.3	人 20,962		% △ 5.2		人 19,538	
第一次産業 就業人口・比率	人 8,113	% 35.8	人 7,591	% 34.3	% △ 6.4	人 5,864	% 28.0	% △22.8	人 4,471	% 22.9	% △23.8
第二次産業 就業人口・比率	人 7,340	% 32.4	人 7,159	% 32.4	% △ 2.5	人 7,801	% 37.2	% 9.0	人 7,520	% 38.5	% △ 3.6
第三次産業 就業人口・比率	人 7,177	% 31.7	人 7,350	% 33.3	% 2.4	人 7,294	% 34.8	% △ 0.8	人 7,533	% 38.6	% 3.3

区分	平成 12 年			平成 17 年			平成 22 年			平成 27 年		
	実数		増減率									
総数	人 17,843		% △ 8.7	人 15,973		% △10.5	人 14,143		% △11.5	人 11,672		% △17.5
第一次産業 就業人口・比率	人 3,729	% 20.9	% △16.6	人 3,388	% 21.2	% △ 9.1	人 2,861	% 20.2	% △15.6	人 2,096	% 18.0	% △26.7
第二次産業 就業人口・比率	人 6,574	% 36.8	% △12.6	人 5,368	% 33.6	% △18.3	人 4,406	% 31.2	% △17.9	人 3,764	% 32.2	% △14.6
第三次産業 就業人口・比率	人 7,539	% 42.3	% △ 0.1	人 7,212	% 45.2	% △ 4.3	人 6,776	% 47.9	% △ 6.0	人 5,654	% 48.4	% △16.6

区分	令和 2 年		
	実数		増減率
総数	人 10,608		% △ 9.1
第一次産業 就業人口・比率	人 1,932	% 18.2	% △ 7.8
第二次産業 就業人口・比率	人 3,257	% 30.7	% △13.5
第三次産業 就業人口・比率	人 5,148	% 48.5	% △ 8.9

(旧河北町)

区分	昭和 55 年		昭和 60 年			平成 2 年			平成 7 年		
	実数		実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 7,826		人 7,604		% △ 2.8	人 7,235		% △ 4.9	人 6,799		% △ 6.0
第一次産業 就業人口・比率	人 2,168	% 27.7	人 2,075	% 27.3	% △ 4.3	人 1,509	% 20.9	% △27.3	人 1,045	% 15.4	% △30.7
第二次産業 就業人口・比率	人 3,008	% 38.4	人 2,846	% 37.4	% △ 5.4	人 2,992	% 41.4	% 5.1	人 2,937	% 43.2	% △ 1.8
第三次産業 就業人口・比率	人 2,649	% 33.8	人 2,680	% 35.2	% 1.2	人 2,732	% 37.8	% 1.9	人 2,809	% 41.3	% 2.8

区分	平成 12 年			平成 17 年			平成 22 年			平成 27 年		
	実数		増減率									
総数	人 6,266		% △ 7.8	人 5,835		% △ 6.9	人 5,197		% △10.9	人 5,277		% 1.5
第一次産業 就業人口・比率	人 866	% 13.8	% △17.1	人 840	% 14.4	% △ 3.0	人 624	% 12.0	% △25.7	人 574	% 10.9	% △ 8.0
第二次産業 就業人口・比率	人 2,563	% 40.9	% △12.7	人 2,175	% 37.3	% △15.1	人 1,818	% 35.0	% △16.4	人 1,822	% 34.5	% 0.2
第三次産業 就業人口・比率	人 2,837	% 45.3	% 1.0	人 2,816	% 48.3	% △ 0.7	人 2,705	% 52.0	% △ 3.9	人 2,746	% 52.0	% 1.5

区分	令和 2 年		
	実数		増減率
総数	人 4,706		% △10.8
第一次産業 就業人口・比率	人 539	% 11.5	% △ 6.1
第二次産業 就業人口・比率	人 1,577	% 33.5	% △13.4
第三次産業 就業人口・比率	人 2,501	% 53.1	% △ 8.9

(旧雄勝町)

区分	昭和 55 年		昭和 60 年			平成 2 年		平成 7 年			
	実数		実数		増減率	実数		増減率		実数	
総数	人 3,557		人 3,390		% △4.7	人 3,057		% △ 9.8		人 2,778	
第一次産業 就業人口・比率	人 1,589	% 44.7	人 1,460	% 43.1	% △8.1	人 1,085	% 35.5	% △25.7	人 812	% 29.2	% △25.2
第二次産業 就業人口・比率	人 858	% 24.1	人 806	% 23.8	% △6.1	人 852	% 27.9	% 5.7	人 832	% 29.9	% △ 2.3
第三次産業 就業人口・比率	人 1,110	% 31.2	人 1,124	% 33.2	% 1.3	人 1,119	% 36.6	% △ 0.4	人 1,133	% 40.8	% 1.3

区分	平成 12 年			平成 17 年			平成 22 年			平成 27 年		
	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 2,434		% △12.4	人 1,926		% △20.9	人 1,593		% △17.3	人 433		% △72.8
第一次産業 就業人口・比率	人 704	% 28.9	% △13.3	人 491	% 25.5	% △30.3	人 421	% 26.4	% △14.3	人 183	% 42.3	% △56.5
第二次産業 就業人口・比率	人 656	% 27.0	% △21.2	人 507	% 26.3	% △22.7	人 329	% 20.7	% △35.1	人 81	% 18.7	% △75.4
第三次産業 就業人口・比率	人 1,074	% 44.1	% △ 5.2	人 928	% 48.2	% △13.6	人 829	% 52.0	% △10.7	人 166	% 38.3	% △80.0

区分	令和 2 年		
	実数		増減率
総数	人 480		% 10.9
第一次産業 就業人口・比率	人 223	% 46.5	% 21.9
第二次産業 就業人口・比率	人 69	% 14.4	% △14.8
第三次産業 就業人口・比率	人 175	% 36.5	% 5.4

(旧桃生町)

区分	昭和 55 年		昭和 60 年			平成 2 年		平成 7 年			
	実数		実数		増減率	実数		実数		増減率	
総数	人 4,744		人 4,793		% 1.0	人 4,759		人 4,540		% △ 4.6	
第一次産業 就業人口・比率	人 1,751	% 36.9	人 1,677	% 35.0	% △ 4.2	人 1,253	% 26.3	% △ 25.3	人 955	% 21.0	% △ 23.8
第二次産業 就業人口・比率	人 1,715	% 36.2	人 1,738	% 36.3	% 1.3	人 2,092	% 44.0	% 20.4	人 2,047	% 45.1	% △ 2.2
第三次産業 就業人口・比率	人 1,278	% 26.9	人 1,378	% 28.8	% 7.8	人 1,414	% 29.7	% 2.6	人 1,537	% 33.9	% 8.7

区分	平成 12 年			平成 17 年			平成 22 年			平成 27 年		
	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 4,317		% △ 4.9	人 3,894		% △ 9.8	人 3,513		% △ 9.8	人 3,635		% 3.5
第一次産業 就業人口・比率	人 691	% 16.0	% △ 27.6	人 689	% 17.7	% △ 0.3	人 585	% 16.7	% △ 15.1	人 578	% 15.9	% △ 1.2
第二次産業 就業人口・比率	人 1,984	% 46.0	% △ 3.1	人 1,553	% 39.9	% △ 21.7	人 1,299	% 37.0	% △ 16.4	人 1,292	% 35.5	% △ 0.5
第三次産業 就業人口・比率	人 1,641	% 38.0	% 6.8	人 1,652	% 42.4	% 0.7	人 1,619	% 46.1	% △ 2.0	人 1,760	% 48.4	% 8.7

区分	令和 2 年		
	実数		増減率
総数	人 3,326		% △ 8.5
第一次産業 就業人口・比率	人 484	% 14.6	% △ 16.3
第二次産業 就業人口・比率	人 1,150	% 34.6	% △ 11.0
第三次産業 就業人口・比率	人 1,619	% 48.7	% △ 8.0

(旧北上町)

区分	昭和 55 年		昭和 60 年			平成 2 年			平成 7 年		
	実数		実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 2,597		人 2,504		% △3.6	人 2,425		% △ 3.2	人 2,278		% △ 6.1
第一次産業 就業人口・比率	人 613	% 23.6	人 591	% 23.6	% △3.6	人 452	% 18.6	% △23.5	人 377	% 16.5	% △16.6
第二次産業 就業人口・比率	人 1,328	% 51.1	人 1,246	% 49.8	% △6.2	人 1,259	% 51.9	% 1.0	人 1,143	% 50.2	% △ 9.2
第三次産業 就業人口・比率	人 656	% 25.3	人 665	% 26.6	% 1.4	人 714	% 29.4	% 7.4	人 757	% 33.2	% 6.0

区分	平成 12 年			平成 17 年			平成 22 年			平成 27 年		
	実数		増減率									
総数	人 2,135		% △ 6.3	人 1,794		% △16.0	人 1,682		% △ 6.2	人 1,136		% △32.5
第一次産業 就業人口・比率	人 319	% 14.9	% △15.4	人 228	% 12.7	% △28.5	人 234	% 13.9	% 2.6	人 199	% 17.5	% △15.0
第二次産業 就業人口・比率	人 1,000	% 46.8	% △12.5	人 805	% 44.9	% △19.5	人 642	% 38.2	% △20.2	人 425	% 37.4	% △33.8
第三次産業 就業人口・比率	人 816	% 38.2	% 7.8	人 761	% 42.4	% △ 6.7	人 780	% 46.4	% 2.5	人 498	% 43.8	% △36.2

区分	令和 2 年		
	実数		増減率
総数	人 1,011		% △11.0
第一次産業 就業人口・比率	人 154	% 15.2	% △22.6
第二次産業 就業人口・比率	人 338	% 33.4	% △20.5
第三次産業 就業人口・比率	人 424	% 41.9	% △14.9

(旧牡鹿町)

区分	昭和 55 年		昭和 60 年			平成 2 年			平成 7 年		
	実数		実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 3,907		人 3,814		% △ 2.4	人 3,486		% △ 8.6	人 3,143		% △ 9.8
第一次産業 就業人口・比率	人 1,992	% 51.0	人 1,788	% 46.9	% △10.2	人 1,565	% 44.9	% △12.5	人 1,282	% 40.8	% △18.1
第二次産業 就業人口・比率	人 431	% 11.0	人 523	% 13.7	% 21.3	人 606	% 17.4	% 15.9	人 561	% 17.8	% △ 7.4
第三次産業 就業人口・比率	人 1,484	% 38.0	人 1,503	% 39.4	% 1.3	人 1,315	% 37.7	% △12.5	人 1,297	% 41.3	% △ 1.4

区分	平成 12 年			平成 17 年			平成 22 年			平成 27 年		
	実数		増減率									
総数	人 2,691		% △14.4	人 2,524		% △ 6.2	人 2,158		% △14.5	人 1,191		% △44.8
第一次産業 就業人口・比率	人 1,149	% 42.7	% △10.4	人 1,140	% 45.2	% △ 0.8	人 997	% 46.2	% △12.5	人 562	% 47.2	% △43.6
第二次産業 就業人口・比率	人 371	% 13.8	% △33.9	人 328	% 13.0	% △11.6	人 318	% 14.7	% △ 3.0	人 144	% 12.1	% △54.7
第三次産業 就業人口・比率	人 1,171	% 43.5	% △ 9.7	人 1,055	% 41.8	% △ 9.9	人 843	% 39.1	% △20.1	人 484	% 40.6	% △42.6

区分	令和 2 年		
	実数		増減率
総数	人 1,085		% △ 8.9
第一次産業 就業人口・比率	人 532	% 49.0	% △ 5.3
第二次産業 就業人口・比率	人 123	% 11.3	% △14.6
第三次産業 就業人口・比率	人 429	% 39.5	% △11.4

(3) 行財政の状況

① 行財政の現況と動向

ア 行政

本市においては、全国的な少子高齢化に加えて、震災による人口流出にも直面し、今後もさらなる人口減少が懸念される。特に、平成17年4月1日の合併前の旧河北町、旧雄勝町、旧北上町及び旧牡鹿町は、震災において甚大な被害を受け、人口減少が急速に進んだほか、旧桃生町についても、人口の遡減が進み、令和4年4月には、過疎地域とみなす区域に指定されている。一方で、震災からの復興まちづくりによる新たな地域づくりを実施し、ボランティア活動を通じた交流等も生まれている。人口減少を阻止・克服し、市民の安全安心な暮らしを実現するためには、国、宮城県、他市町村や市民とともに危機感と問題意識を共有し、積極的に連携することで、人口流出抑制や少子化対策等の地方創生に関する取組を進めることにより、活力ある「まち」づくりを進めていくことが必要である。

これまでも、まちづくり懇談会や市民意識調査などを実施し、多様な市民ニーズの把握に努めてきたが、今後もこうした取組を推進し、市民の意見や要望を市政に反映させ、より効果的な行政サービスを提供する必要がある。

イ 財政

本市の財政状況は、建設業・製造業に従事する市民を中心とした個人住民税や住宅再建に伴う固定資産税の増加など震災からの復旧・復興に起因する収入構造から、新型コロナウイルス感染症や人口減少の影響も踏まえ、歳入は減少していくものと見込まれる。

令和2年度で合併算定替が完了し、今後は、合併直後と比較し、大幅に減少した水準での交付額となるため、歳入環境は厳しさを増す見通しである。

歳出についても、社会保障経費の増加が見込まれるほか、公共施設等の維持管理や老朽化対策、物価上昇の影響が見込まれ、これまで以上に厳しい財政状況に直面している。

このように歳入・歳出が厳しさを増す中、今後も持続可能な自治体として運営していくためには、本市の限られた行財政資源を有効に活用する取組が必要である。

表 1-2 (1) 市町村行財政の状況

(市全体)

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	68,111,734	330,919,099	255,010,461
一般財源	41,560,252	68,477,845	67,906,717
国庫支出金	8,760,738	85,841,035	38,787,441
都道府県支出金	3,718,563	8,466,790	8,190,106
地方債	7,106,400	10,704,938	9,440,450
うち過疎対策事業債	341,400	93,200	367,800
その他	6,965,781	157,428,491	130,685,747
歳出総額 B	66,667,490	281,120,804	179,360,610
義務的経費	31,188,533	31,093,319	30,576,203
投資的経費	7,671,245	126,895,213	65,782,216
うち普通建設事業	7,511,030	112,797,139	49,754,246
その他	27,807,712	123,132,272	83,002,191
過疎対策事業費	4,534,125	5,852,923	6,032,701
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,444,244	49,798,295	75,649,851
翌年度へ繰り越すべき財源 D	289,609	39,217,418	69,903,910
実質収支 C-D	1,154,635	10,580,877	5,745,941
財政力指数(※1)	0.50	0.49	0.54
公債費負担比率(※2)	17.1	7.9	5.3
実質公債費比率(※3)	14.9	15.2	9.1
起債制限比率(※4)	10.8	—	—
経常収支比率(※5)	92.2	91.3	99.8
将来負担比率(※6)	104.8	48.5	—
地方債現在高(※7)	68,477,583	73,146,690	84,222,111

※1 当該団体の財政力(体力)を示す指数であり、指数が高いほど財源に余裕があるものとされている。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値で示す指数である。

※2 財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表す比率である。率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示す。公債費には、繰上償還や一時借入金利子に係るものも含まれる。

※3 平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すもの。従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業(特別会計を含む)の公債費への一般会計繰出金、PFIや一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入している。

□18%以上の団体…引き続き地方債の発行に国の許可が必要

□25%以上の団体…一般事業等の起債が制限

※4 地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたもの。

□15%~20%未満の団体…要注意団体

□20%~30%未満の団体…一般単独事業・厚生福祉施設整備事業の制限

□30%以上…一般事業債の制限

※5 財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率である。

※6 一般会計等が将来負担すべき地方債などの実質的な債務の標準財政規模等に対する割合で、この数値が高いと、今後公債費などの増大により財政運営が圧迫される可能性が高くなる。

※7 地方公共団体が、資金調達のために行う長期借入(借金)の現在高。臨時突発的に多額の出費がある場合や、収益的な投資のように将来の世代にも、経費を負担させることが公平な場合等に、地方債を起こすことができる。

② 施設整備水準等の現況と動向

本市は、これまで住民福祉の向上や生活環境の整備などを目的に、さまざまな施策を展開してきており、各種の過疎特別措置法の適用を受け、産業基盤、交通体系、生活環境などの基盤整備を進めてきた。

公共施設などの整備状況を令和2年度末の数値でみると、生活・産業の両面で重要な基盤である市道の改良率は60.9%、舗装率については66.6%となっており、今後も引き続き市道整備を推進する必要がある。

生活環境の充実を図る上で欠くことのできない水道普及率は99.8%で、ほぼ、市全域に普及している。

水道普及率に対し、都市型の生活環境に不可欠である下水道や合併処理浄化槽を含む水洗化率については、昭和55年度末の0.8%から令和2年度末には84.2%にまで上昇している。

人口千人当たりの病院、診療所の病床数については、令和2年度末で12.4床であり、全国平均12.6床と比較して低い状況である。

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

(市全体)

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	23.0	41.2	51.0	56.8	60.9
舗 装 率 (%)	35.3	52.7	60.9	65.0	66.6
農 道					
延 長 (m)				73,511	73,511
耕地1ha当たり農道延長(m)	38.2	33.1	27.0	—	—
林 道					
延 長 (m)				108,521	115,367
林野1ha当たり林道延長(m)	7.7	7.8	8.3	—	—
水 道 普 及 率 (%)	97.3	98.6	99.5	99.6	99.8
水 洗 化 率 (%)	0.8	7.0	49.1	76.5	84.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	13.6	14.2	14.3	11.6	12.4

(4) 地域の持続的発展の基本方針

① 河北地区

ア 現況

河北地区は、本市の北東部に位置し、地区の中心部には追波湾へ注ぐ東北地方最大の河川である北上川が、西部には石巻湾へと注ぐ旧北上川が流れ、北上高地から連なる上品山、^{けん}視上山などの山々、リアス式海岸を有する三陸海岸、白鳥の飛来地である富士沼や長面浦など、多彩な自然に恵まれた地区である。

本地区では、これらの多様な環境を活かした産業が営まれており、農業は法人化が進み、稲作を中心に麦・大豆など様々な農作物が作られている。その他にも林業や漁業などが営まれ、「河北せり」「べっこうしじみ」「長面かき」など多くの特産品が作られている。

観光では、道の駅「上品の郷」は県内2番目の入込数を誇る道の駅であるとともに、温泉も併設されており、地元住民にも愛される重要な施設となっている。そのほか、サマーフェスタ・イン・かほくやフェスティバル・イン・かほくなどの市民に愛されるイベントも開催している。食文化では、特産の河北せりを使用したせり鍋などのほか、古くから飯野川地区で料理の出汁として利用されてきたサバだしに着目した「サバだしラーメン」など新たな名物も生み出されている。

また、地域コミュニティの活性化や地域の人材育成を目指した取組も行われ、幅広い文化・屋内スポーツ・学習・交流活動を行うことができる「河北総合センター（ビッグバン）」、世代を問わず屋外スポーツに親しむことのできる「追波川河川運動公園」など文化スポーツ施設が充実している。

文化としては、各地区に古くから伝えられている神楽が有名で、県指定無形民俗文化財である「皿貝法印神楽」は1600年代の初めに京都に上って編み出されたものと言われており、現代に受け継がれている。皿貝法印神楽のほかにも、市指定無形民俗文化財の飯野川、^{うしろ}後谷地、福地、釜谷長面尾の崎法印神楽をはじめ、各地区において多くの民俗芸能が継承されている。

道路交通基盤では、三陸縦貫自動車道の河北インターチェンジが地区内にあることにより交通の利便性が高く、本市の中心部に位置し、飯野川橋や新北上大橋など橋りょうも整備されていることから、市内各地区へのアクセスの拠点として重要な役割を果たしている。

震災後に整備された二子団地には、河北地区・雄勝地区・北上地区より移住した約400世帯が居住しており、市内半島沿岸部の移転団地では最大規模の防災集団移転先となっている。

また、大川地区には、慰霊・追悼の場とするとともに、震災被害の事実や学校における事前防災と避難の重要性などを伝承するため「震災遺構大川小学校」が整備されている。

イ 主要課題

本地区では、少子高齢化に伴い、一部地域において地域を担う後継者が不足しており、地域コミュニティそのものの維持が困難になってきている地区もある。また、防災集団移転団地である二子団地では、複数の地区からの移住者が居住していることから、新たなコミュニティの形成に時間を要している。

農業については、効率的・安定的経営体の育成及び後継者・新規就農者を確保し、安定した農業経営の確立を一層推進するとともに、近年増加している有害鳥獣の被害対策が必要となっている。

漁業については、陸地と隣接した環境で行われており、排水処理などによる漁業への影響が懸念されることから、環境への配慮が求められている。

商業については、郊外型商業施設の進出により、旧来の商店街からの顧客が流出し、個人商店の閉店などが進行していることから、商店経営の近代化などが課題となっている。

災害対策については、近年、大雨時に住宅や農地・水路などに甚大な被害が発生していることから、既存の排水処理施設などの見直しや内水排除への対策が求められているとともに、地区面積の多くを山林が占めていることから、森林整備を推進することにより土砂災害を防止するなど災害対応体制を構築する必要がある。

ウ 将来展望

観光振興及び地域振興の拠点である道の駅「上品の郷」を活用し、上品山や長面浦などの豊かな自然環境、さらには「河北せり」「長面かき」「べっこうしじみ」などの特産品を活用したイベントを実施することにより、地域の活性化を図るとともに、「河北総合センター（ビッグバン）」などの文化施設を活用した文化行事などの取組が行われ、世代間交流が発展した活気ある生活が営まれている。

エ 施策展開の方向

- 地域内の住宅地や新たに整備された復興団地とともに地域住民の交流や地域活動を支援し、地域コミュニティの活性化を図る。
- 医療と介護の連携推進、保育や子育て支援における安全安心など、様々な課題に総合的かつ包括的な支援が行える体制の強化に努める。また、地域住民の自助・互助による健康づくりや介護予防への取組、身近な地域における支え合いの取組を推進する。
- 「河北総合センター（ビッグバン）」や「追波川河川運動公園」などの文化・スポーツ施設の利活用促進を図り、交流活動やスポーツを通じた関係人口の拡大や住民の健康の保持増進を図る。
- 身近な生活道路を整備するとともに地域性を考慮した公共交通体系を構築し、市民生活や経済活動の利便性向上と地域の活性化を図る。
- 地震や水害などの自然災害への対策を推進し、関係機関との連携の強化や自主防災組織の育成などによる防災体制の整備を促進するとともに、安心して暮らせる環境の構築を図る。
- 農林漁業の生産基盤を確立し、基幹産業の安定した経営体の育成と担い手の確保を図り、有害鳥獣による被害対策や駆除した有害鳥獣の処分施設など環境への配慮に努め、地域産業の振興を図る。
- 非可住地域について、土地の有効活用を図るために、農業用地などによる利活用を推進し、地域の活性化に努める。

- 道の駅「上品の郷」を経済・情報・交流の場とし、地域内の商店街と連携してにぎわいを創出し、地域振興と観光振興を図る。
- 各地域に伝わる「神楽」などの伝統文化や伝統芸能の存続に努める。

② 雄勝地区

ア 現況

雄勝地区は、本市の東部に位置し、太平洋に面した雄大なリアス式海岸を有しているほか、西部には北上山系から連なる硯上山がそびえ、国の指定を受けている天然記念物「八景島暖地性植物群落」や市指定天然記念物「雄勝荒魚 竜化石群」があるほか、太平洋を一望できる「白銀崎」はみやぎ新観光名所 100 選に選ばれるなど多彩な自然を有する風光明媚な地区である。

本地区は水産業が盛んで、「ホタテ」「うに」「あわび」「かき」「ほや」「ぎんざけ」「わかめ」などの多彩な海産物を有している。特に「かき」や「ホタテ」の養殖業が盛んであり、山間部と海が近く、豊富な栄養素が山から海へと流れることにより良質なものが育つことで有名である。

600 年以上の伝統を誇る国指定の伝統的工芸品「雄勝硯」の原料である「雄勝石」は、古くから硯の原料のほか屋根材などに使われる「天然スレート」に加工されている。平成 24 年に完成当時の姿に復元された東京駅丸の内駅舎の屋根材にも使われている。

令和 2 年には、雄勝中心部地区拠点エリア「硯上の里おがつ」に、震災により被災した「雄勝硯伝統産業会館」や「雄勝観光物産交流館（おがつたなこや）」が再建・新設され、地区の観光・商業の振興、地域振興の中核を担う施設として期待されている。

そのほかにも、大須崎灯台は「恋する灯台」として平成 30 年に認定され、新たな観光スポットとして期待されているほか、国の重要無形民俗文化財である「雄勝法印神楽」や「伊達の黒船太鼓」など、伝統文化による観光振興も期待されている。

震災後、災害危険区域に指定された雄勝地区の玄関口を花と緑で彩る「雄勝ガーデンパーク構想」も進められており、今後の交流人口の増加が見込まれる。

また、震災により地区内にあった雄勝病院が全壊したことにより、平成 23 年 10 月に開設した仮設診療所が地域医療を担ってきたが、平成 29 年に雄勝診療所・雄勝歯科診療所が開所し、重要な地域医療の拠点としての機能を果たしている。

イ 主要課題

震災により、居住者の多くが地区外や他市町村などへ転居、転出し、人口が大幅に減少したほか、全国的に加速する人口減少、少子高齢化の影響もあり、高齢化率の上昇による地域コミュニティの存続そのものが大きな課題になっている。

産業については、基幹産業である水産業の担い手不足や、伝統産業である硯工人の後継者不足が深刻化している。

名振地区の県指定無形文化財「おめつき」などの地域の特色ある伝統文化が、人口減少や少子高齢化などによる担い手不足により存続が困難になっている。

ウ 将来展望

リアス式海岸特有の自然環境を活用した養殖業を中心とした水産業や雄勝石を活かした地場産業や観光事業による地域振興が行われるとともに、関係人口の増加、移住・定住を促進することにより豊かな生活が営まれている。

エ 施策展開の方向

- みちのく潮風トレイル、海岸線の美術館、大須崎灯台などの観光資源を活かした交流人口の拡大、情報発信や資源の有効活用による移住・定住の促進を図り地域コミュニティの存続に努める。
- 市内他地区へのアクセスがしやすい、地域のニーズを踏まえた持続可能な地域公共交通体系を形成する。
- 住民の生活や交流人口の周遊に関わる道路網の整備促進を関係機関に働きかけ、住民の利便性向上や地域の活性化を図る。
- 地震や水害などの自然災害に対応するため、関係機関との連携を強化し、自主防災組織の育成などによる防災体制の整備を促進するとともに、安心して暮らせる環境の構築を図る。
- 地域の医療ニーズに対し柔軟に対応できる仕組の構築や高齢者・障害者・子どもや子育て世代など、すべての人が健康で安心して暮らすことができるよう、医療・介護・福祉分野の関係機関と連携し、共に支え合う仕組づくりを推進する。
- 豊かな森と海の恵みに育まれたホタテ、かきなど新鮮な地場産品の地域ブランドの確立や高付加価値化を図り、地域基幹産業である水産業の振興や水産業の担い手確保に努める。
- 持続的に自然資源を活用できるよう、有害鳥獣対策を実施し、農産物や樹木等の食害低減に努めるとともに、自然環境の保全活動などを推進する。
- 古くからの歴史を誇る雄勝硯や天然スレート等「雄勝石」を、地域観光の活性化を図る材料として活用しながら、併せて雄勝石産業を支える担い手を確保・育成し、貴重な地域資源としての活用を図る。
- 「雄勝法印神楽」や「名振のおめつき」「伊達の黒船太鼓」などの伝統芸能の継承を支援するとともに、地域独自の文化として広く周知し、存続に努める。
- 雄勝地域拠点エリアである道の駅「硯上の里おがつ」を経済・情報・交流の中心とし、地域のにぎわいを創出することで地域振興と観光振興を図る。
- 雄勝ガーデンパーク推進計画をはじめとした移転元地等の利活用として、市民公益活動団体や地区会と連携し、災害危険区域内の低平地を活用したサクラ等の植樹や薬草等の栽培、北限のオリーブ及びワイン用ブドウ等の栽培による緑化を促進し関係人口及び交流人口の拡大を図り、新たな特産品の開発も視野に入れ、雇用の創出を図る。

③ 桃生地区

ア 現況

桃生地区は、本市の北西部に位置し、登米市など県北地域への交通の要衝となっている。震災時に命の道としての機能を発揮した「三陸縦貫自動車道」が地区内を縦断しており、地区内には桃生豊里インターチェンジと桃生津山インターチェンジの二つのインターチェンジを有し、本市と県北地域をつなぐ物流、地域間交流、有事発生時に重要な役割を果たすなど、交通の大動脈として幅広い機能を果たしている。

地区の東部には北上川、西部には旧北上川が流れ、豊かな水資源を有し、それらを活かした稲作が盛んに行われている。そのほかにも、「小ねぎ」や「ガーベラ」などの施設園芸や「桃生茶」なども栽培されている。畜産業も盛んであり、特に宮城県の「基幹種雄牛」として有名な「茂洋号」は桃生地区で生まれていることから、「茂洋の郷づくり」とした産地化の動きも推進され、桃生産「仙台牛」のブランド化なども行われてきた。

文化としては、全国に類のないリズムカルな民俗芸能で、豊年踊りとして古くから伝わる「寺崎のはねこ踊」が有名で、多くの踊り手が「はねこ踊り」を披露する「ものうふれあい祭り」などのイベントが開催されているほか、県指定の無形民俗文化財である「寺崎の法印神楽」「檜崎法印神楽」がある。

また、古くからの歴史があり、西暦758年には蝦夷に対する軍事拠点として桃生城が造営されるなど古^{いにしえ}より人々の生活が営まれていたほか、旧町時代よりチュニジア共和国との交流が行われるなど幅広い文化や歴史を有している。

イ 主要課題

震災発生直後は、半島沿岸部から移転を余儀なくされた方が地区内に転居するなどして、一時的に人口が増加したものの、その後の人口減少により、地域コミュニティの希薄化や、子どもと地域の関わりの減少、人口流出が懸念され、地域の均衡ある発展を推進するための新たな地域振興策を必要としている。

農業、畜産業ともに、担い手不足の深刻化などによる耕作放棄地の拡大が進行していることから、担い手の確保を推進するとともに、農畜産物の安定した生産体制と競争力の高い地域ブランドの確立を目指す必要がある。

「はねこ踊り」や各地区の「法印神楽」などの伝統文化は、地区の活性化を図るうえで重要な役割を果たしているが、後継者不足が懸念されている。

公共交通網が少ない地区であることから、通勤や通学、通院や買い物など住民ニーズに対応し、住民が利用しやすく、安定した運行を維持できる住民バスの体制を構築する必要がある。

内陸部に位置していることから、震災時には津波の被害はなかったものの、地震による建物などへの被害が多くあったことや、北上川、旧北上川に囲まれ、豊かな水資源を有しているが、一方で、台風・豪雨などの自然災害による甚大な被害も想定されることから、今後も災害に対する対策の構築が必要である。

ウ 将来展望

肥よくな大地を活かした稲作、安定した生産が可能な施設園芸、ブランド化による高い競争力を有した畜産業などバランスの取れた農業が発展し、地域協働のまちづくりを推進することにより、誰もが安心して地域に住み続けることのできる社会が営まれている。

エ 施策展開の方向

- 人口減少や少子高齢化に対応するため、多世代交流や地域住民同士のコミュニティ活動を推進するためのイベント開催や地域拠点施設の適正な整備に努め、地域で支え合う仕組みづくりを積極的に推進する。
- 移住希望者の移住・定住につなげるため、情報発信や資源の有効活用を図るとともに、快適に日常生活を送れるよう生活基盤の整備や各種生活支援を推進する。
- 肥よくな大地を活かしたバランスの取れた農業、競争力の高い畜産業を展開し、そこから産出される多種多様な農畜産物を活用し、耕地の有効活用や地域の活性化を図る。
- 地域農業や農産物のブランド化、販路拡大を推進し、基幹産業である農業の担い手確保に努める。
- 地域性を踏まえた公共交通体系の構築を推進し、住民生活や経済活動の利便性向上と地域内交流などの活性化を図る。
- 三陸縦貫自動車道桃生豊里インターチェンジ、桃生津山インターチェンジの立地を活かした産業の活性化を図る。
- 地域住民の自助・互助による健康づくりや介護予防、身近な地域における支え合いの取組を推進する。
- 「はねこ踊り」や各地区の「法印神楽」などの伝統芸能により地域活動を活性化するとともに、交流人口を拡大し、住民のコミュニケーションの場の創出と地域間交流の充実を図り、地域コミュニティの活性化や伝統文化の後継者育成を図る。
- 地震や水害などの自然災害に対応するため、関係機関との連携を強化し、自主防災組織の育成などによる防災体制の整備を促進するとともに総合防災対策の充実を図る。
- 「桃生スポーツ施設」、「桃生植立山公園」などのスポーツ施設の利活用促進を図り、スポーツ活動の推進や交流活動を通じた関係人口の拡大及び住民の健康の保持増進を図る。

④ 北上地区

ア 現況

北上地区は、本市の北東部に位置し、東北随一の大河「北上川」を河口に持つ追波湾に沿った東西に細長い地区である。海岸は「三陸復興国立公園」に指定されており、三陸特有のリアス式海岸が続き、沖合には海ツバメやウミネコなどの繁殖地として知られているくらかけしま鞍掛島、双子島などの島々が点在している。翁倉山は、国の天然記念物に指定されている「イヌワシ」の営巣地として知られ、北上川の河口には「残したい日本の音風景 100 選」にも選ばれているヨシ原の大群落が開放的な空間を造りだしている。ほかにも、鯨伝説で有名な「神割崎」、

幾多の地震にも耐え抜き、受験の神様として有名な「釣石神社の巨石」など、自然を活かした観光資源が多くある。

地区の特色のひとつとしては、住民団体を中心とした行政と住民が連携した地区活性化への取組も積極的に行われ、震災により被災した施設などを再建し、地区の拠点となる「にっこり地区」は、住民主体による計画が策定された。

こうした取組により完成した拠点は、行政、教育、子育て、コミュニティ活動など生活に必要な公共機能を集約させた地域の拠点としての役割が期待される。

産業面では、豊かな自然環境の中で多様な一次産業が営まれており、北上川の豊かな水資源を活かした稲作を中心とする農業や、海水と真水がほどよく混じる追波湾で育った十三浜の「わかめ」「こんぶ」「ホタテ」などの海産物、北上川で採れる「しじみ」などが特産品として生産されている。

また、震災後に橋浦地区に整備された「トマト」や「パプリカ」を生産する大規模園芸施設では、木質バイオマスや地中熱利用のヒートポンプなどのエネルギーを活用した農業の実践など、新たな農業生産への取組も行われているほか、十三浜地区では震災による津波被害を受けた移転元地を活用し、「北限のオリーブ」を栽培するなど、新たな産業への取組も行われている。

震災後に整備された観光施設としては、「白浜ビーチパーク」「北上観光物産交流センター」などがあり、交流人口の増加など新たな観光拠点として期待されている。

文化としては、市指定の無形民俗文化財として、「女川法印神楽」「大室南部神楽」^{おおむろ}などが伝承されている。

イ 主要課題

全国的に加速する人口減少、少子高齢化の影響や震災後の地区外や他市町村への転居、転出者の増加により、高齢化率が他の地区と比較しても高くなっており、多世代交流の機会の減少などによる住民同士の関わり希薄化の進行、特に若者がコミュニティの輪に入らないなど、地域コミュニティの課題が顕著になっている。

交通体系については、公共交通機関が少ないことから、主要道路の整備を推進するとともに、通学や通勤などの住民ニーズに対応し、誰もが利用しやすく、安定した住民バスの運行体制を構築する必要がある。

農業、水産業ともに、少子高齢化による後継者不足が深刻化しており経営基盤が不安定なものになっている。

ウ 将来展望

住民と行政が連携した地域活性化の取組を推進し、稲作、施設園芸、畜産のバランスの取れた農業、海、川の恵み豊かな水産物、「ヨシ原」「神割崎」などの風光明媚な自然景観など、豊かな地域資源を活用することにより、交流人口の増加、移住・定住の促進が図られ、観光事業も活性化した豊かな地域社会が営まれている。

エ 施策展開の方向

- 豊かな地域資源の魅力を発信し、交流人口の拡大や移住・定住の促進を図るとともに、多世代交流の機会を増やし、若者がコミュニティの輪に入る取組を行うことなどにより、地域コミュニティの活性化を推進する。
- 地区に居住している住民が快適に日常生活を送れるよう生活基盤の整備を推進し、安全安心に居住できる地域社会の構築を推進する。
- 安定した地域医療体制を維持するとともに、地域の医療ニーズに対し柔軟に対応できる仕組の構築や、医療・保険・介護・福祉の関係機関との連携を図り、共に支え合う仕組づくりを推進する。
- 住民の利便性向上を図るため、市内他地区へのアクセスがしやすく、地域のニーズを踏まえた持続可能な地域公共交通体系を形成する。
- 農林水産業の産業基盤を確立し、生産環境の改善と経営体の育成を図るとともに、生産性の高度化と生產品の高付加価値化などを図る。
- 非可住地域について、土地の有効活用を図るために、農業用地などによる利活用を推進し、地域の活性化に努める。
- 北上川の河口に位置する追波湾で育った「わかめ」「こんぶ」などの海産物や、震災後に整備された大規模園芸施設で生産する「トマト」「パプリカ」などの新たな農産物に加え、津波被害を受けた移転元地で栽培する「オリーブ」など、新たな地場産品の PR に努める。
- 全国的に有名な北上川の「ヨシ原」や「神割崎」など、豊富な観光資源を広く PR するため、写真セミナー「太平洋写真学校」など、自然を題材としたイベントを企画することで都市住民との交流を図り、豊かな自然環境の活用を促進する。
- 「イノシシ」などの野生動物の増加に伴い、持続的な有害鳥獣対策を「住民による自助、地域による共助、行政による公助」の構築により推進する。
- 「女川法印神楽」や「大室南部神楽」などの伝統芸能を地域独自の文化として広く周知し、伝統文化の存続に努める。
- 大雨により冠水被害が発生しやすい地域など、関係機関との連携を強化し、災害に強い地域づくりを促進する。

⑤ 牡鹿地区

ア 現況

牡鹿地区は、本市の東部に位置し、三方を海に囲まれた牡鹿半島の先端部に位置する網地島と金華山の2つの離島を有する地区で、1億年以上前に形成された地層も見られる。

海岸線は、三陸特有のリアス式海岸になっており海の青と山の緑が調和した風光明媚な景観を有していることから「三陸復興国立公園」に指定されている。

本地区は、豊かな漁場に恵まれた水産業が基幹産業となっており、漁船漁業や養殖漁業が盛んに行われ、「わかめ」「かき」「ほや」「ホタテ」「ぎんざけ」や「鯨」など多くの特産物がある。

また、鮎川は、古くから近代捕鯨の基地として栄えていたが、昭和 57 年の国際捕鯨委員会（IWC）において商業捕鯨モラトリアムが採択され、昭和 63 年 4 月以降商業捕鯨は全面凍結されていた。商業捕鯨凍結後は、沿岸調査捕鯨などを行ってきたが、令和元年には日本の国際捕鯨委員会（IWC）脱退に伴い、31 年ぶりに商業捕鯨を再開した。

全国的にも知名度の高い「金華山」には、年間を通じて多くの観光客や参拝客が訪れ、毎年 5 月に「金華山^{はつみ}黄金山神社初巳大祭」などが開催されている。

また、8 月には鮎川で「牡鹿鯨まつり」を開催しているほか、^{みこしとぎよ}神輿渡御など、各浜での祭事が受け継がれている。

そのほか、おしか家族旅行村オートキャンプ場、御番所公園、網地白浜海水浴場、^{くぐなり}十八成浜海水浴場及びビーチパークなどの自然を活かした観光施設のほか、震災後に地域拠点として整備した観光物産交流施設「^こc^おt^つu」、鯨文化を継承する施設として再建した「おしかホエールランド」など多彩な観光施設を有している。

また、保健・医療・福祉の拠点として、牡鹿病院、牡鹿保健福祉センターを整備しているほか、図書館や温水プールなどを完備し、健康増進などを目的とした牡鹿交流センター「ほっとまる」もあり、市民の健康増進、福祉向上に活用されている。

イ 主要課題

全国的に加速する人口減少、少子高齢化の影響や震災により、地区外や他市町村への転出者などの増加により、高齢化率が他の地区と比較しても高くなっており、高齢化による若者不足から地域コミュニティの存続や、これからの地域を担う若者の定住が大きな課題になっている。

また、住民の生活を支える公共交通の整備も重要な課題となっており、地区と中心部のみならず、地区内循環や通学への支援など、住民のニーズに対応した公共交通体系の整備が求められている。

水産業においては、海水温上昇の影響からか漁獲される魚種が変化してきており、漁船漁業は不振が続いている。加えて、福島第一原子力発電所事故の風評被害や対日輸入規制の継続で、震災前の販路を取り戻せないままとなっている。水産業の維持や捕鯨文化の継承のため、担い手の確保をすることが急務となっている。

ウ 将来展望

豊かな漁場を活用した漁業と、捕鯨文化や金華山など豊かな観光資源を活用した観光事業を推進することにより地域の活性化が図られるとともに、豊かな自然環境など固有の地域資源を活かした交流人口の増加と移住・定住を促進し、安全安心で持続可能な地域社会が営まれている。

エ 施策展開の方向

- 豊かな地域資源の魅力を発信し、交流人口の拡大や移住・定住の促進を図るとともに、多世代交流の機会を増やし、若者がコミュニティの輪に入る取組を行うことなどによ

- り、地域コミュニティの活性化を推進する。
- 住民主体で開催するコミュニティ活動や地域イベントの開催、地域で継承される文化活動などを支援し、地域コミュニティの存続に努める。
 - 住民の利便性向上や定住促進を図るため、地域のニーズを踏まえた持続可能な地域公共交通体系を形成する。
 - 暮らしやすいまちづくりの実現のため、生活基盤の整備や生活環境の向上、土地や家屋等の地域資源の活用を推進する。
 - 三陸復興国立公園などの豊かな自然環境を活用したツーリズムや、水産業と連携したツーリズムなど、地域の魅力を活かした特色ある観光を促進する。
 - 金華山定期航路の利便性を確保し、観光客の集客に努める。
 - 高齢者や障害者等が安心安全に暮らせるよう、生活に必要な交通の確保、保健・福祉・医療におけるソフト事業の充実を推進する。
 - 持続可能な水産業を維持するため、漁場の環境保全や漁港等の基盤整備のほか、稚魚、種苗の放流などの資源管理を推進する。
 - 水産業の経営安定化に向け、各種支援や地場製品の強化を推進するとともに、後継者育成や人材確保を推進する。
 - 捕鯨産業が将来にわたり持続されるよう、捕鯨産業の理解を促進するとともに、捕鯨文化の継承と鯨食文化の普及、拡大を推進する。
 - 駆除した有害鳥獣の処分施設など環境への配慮に努める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

指標	令和2年 実績	令和12年 目標
人口（市全体）	140,151人	122,272人
人口（過疎地域）	21,766人	18,989人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

PDC Aサイクルに基づいた継続的な計画の達成状況の管理を行うものとし、毎年度終了後に点検・評価を実施し、本市ホームページで公表するものとする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とする。

計画の実施については、第2次総合計画との整合性を図り、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

また、本計画に掲載する事業については、本市が抱える諸課題を克服するために必要と想定される内容を記述しているものであり、実施にあたっては、将来の財政負担を考慮しつつ、健全な財政運営に努めることを基本とするため、計画期間内での全事業の実施が確定したものではない。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を石巻市公共施設等総合管理計画において次のように定めており、本計画における公共施設の整備等においても、その基本方針と整合性を図るものとする。

① 点検診断等の実施方針

- 施設状況や地域性等を勘案した点検診断等の実施
- 災害時の緊急点検（避難所・避難用道路等を優先）の実施
- インフラ施設は国等の各種点検指針を遵守
- 点検診断等実施結果の情報共有と記録化の推進

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 予防保全型の維持管理への転換と費用の低減化
- 再配置計画等に基づく大規模修繕及び更新の実施
- 更新時において施設の集約化やP P P / P F I の活用を検討
- インフラ施設は長寿命化計画に基づき修繕・更新を実施

③ 安全確保の実施方針

- 点検診断等の結果に基づく速やかな安全確保
- 用途廃止した施設の解体撤去を推進
- 類似施設等で発生した事故等に即応した安全確保
- 市民・利用者への安全確保対策の情報提供と情報公開の推進

④ 耐震化の実施方針

- 国の耐震基準に基づく耐震化の実施
- 耐震化未了の施設は廃止や解体の方針を踏まえて対応

⑤ 長寿命化の実施方針

- ハコモノ施設は長期的な必要性等を踏まえて実施
- インフラ施設は各長寿命化計画に基づき実施

⑥ 統合や廃止の推進方針

- 老朽化や利用状況等を踏まえた適正配置の検討
- 類似施設の集約化や複合化の推進
- 未利用施設の転用や解体、跡地の有効活用
- 住民への説明と協力の確保

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 石巻市行財政改革推進本部の下で一元的な管理を推進
- 公共施設等の適正な維持管理等の研修へ参加

⑧ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 修繕・更新時において、ユニバーサルデザイン化を推進

⑨ 脱炭素化の推進方針

- 新設・修繕・更新時に省エネルギー対策を推進
- 公共施設における再生エネルギーの活用を推進

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住・地域間交流の促進

本市では、震災前から続く人口減少が課題となっているが、この中でも年少人口、生産年齢人口の比率減少が深刻である。この要因としては、自然減はもちろんのこと、社会減によるものが大きく、本市としても移住・定住者に向けた様々な事業を展開してきた。しかし、令和6年度には人口戦略会議の報告で、社会減が深刻な消滅可能性自治体に該当することが指摘されており、この解決に向け、さらなる事業の展開が必要となる。

② 人材育成

石巻地域の有効求人倍率は、令和2年度で1.60倍となっており、全国の1.10倍、宮城県1.20倍を大きく上回っている。しかしながら、令和2年の失業率は4.94%で、平成27年からは改善がみられるが、県内14市中3番目に高い値となっている。

このことは、職種によって求人と求職のバランスに大きな開きが生じていることによるものであり、求人と求職のミスマッチを改善することが必要である。

求職者の就職促進と企業の人手不足解消のため、合同企業説明会など、ハローワーク石巻と連携した就職支援事業を推進するとともに、受け入れ側である企業の雇用環境の改善や就職を希望する人材に対する各種セミナーなど、人材育成のための支援制度の充実を推進する必要がある。

また、本市の様々な産業では、後継者や担い手が不足している。地域経済の活性化のほか、代々受け継がれてきた貴重な知恵や技術の伝承の観点からも、将来の産業発展を担う人材の確保・育成は重要な課題となっていることから、若者や移住者などを対象とした各産業のPRや就業体験などを行うとともに、関係機関における就業に関する各種支援制度や受け入れ企業に対する助成などの活用、デジタルをはじめとする専門的な知識や技術を有する人材の地元就労機会の創出、人材マッチング及び外部人材の地域での活躍を推進することにより、人材の確保を図る。

(2) その対策

① 移住・定住・地域間交流の促進

- 移住希望者が、生活環境や仕事、町内会などの役割について気軽に相談できるような環境づくりを推進する。
- 首都圏などで実施する移住相談会や、移住促進イベントなどに積極的に参加し、移住希望者のニーズの把握や本市の魅力をPRする。
- 本市への定住を目的として移住する子育て世帯の住宅確保に対し支援する。
- 二地域居住やお試し移住体験などを通じた移住に係るきっかけづくりを推進する。
- 地域おこし協力隊員の起業などを支援し、定住促進を図る。
- 定住を促進するため、市内に住所を有し、新たに事業主に正規雇用された方や起業した方に対し、奨学金の返還を支援する。

- シティプロモーションなどを通じてシビックプライドを醸成し定住促進を図る。
- 出会いの場や結婚につなげる機会を創出する活動や、新婚世帯に対し支援する。
- 地域の自然環境や移転元地などを有効に活用した交流拠点づくりを推進する。
- 外国人住民が本市での生活で不便をきたすことがないように相談窓口の充実を図る。
- 多文化共生社会を構築するため、相互を理解・尊重し、共に助け合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を推進する。
- 友好都市などとの交流機会の拡大を通じて、関係人口の増加を図り、地域の活性化を推進する。

② 人材育成

- 国や県との連携により合同企業説明会などを開催する。
- 水産業や農業における担い手育成事業を実施する。
- 後継者人材を確保・育成する。
- 専門的な知識・技術を有する人材を確保・育成する。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住定住促進事業	市
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	地域おこし協力隊事業	市
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	結婚支援事業	市
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	雄勝ガーデンパーク推進支援事業	市
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	友好都市交流事業（河北）	市
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	石巻市のしごと理解促進事業	市
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	人材育成促進事業	市
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	民間による人材育成等支援事業	市

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農林畜産業

本市は、北上川沿いに沖積平野が広がり、生産力の高い水田地帯を有し、「ササニシキ」「ひとめぼれ」を中心とした稲作が営まれているほか、「トマト」「きゅうり」「いちご」「小ねぎ」「ほうれんそう」「せり」などの野菜や、「菊」「ガーベラ」「鉢もの類」などの花きに加え、肉用牛生産なども行われており多彩な複合経営農業が展開されている。

一方近年では、農業全般において、農業従事者の高齢化、担い手の不足が顕著になっている。

特に稲作については、高齢農業者のリタイアや後継者の不足、収益性の低下などにより農家数は年々減少し、耕作放棄地の拡大が深刻になっている。

こうした問題を解決するためには、「ほ場整備事業」などを推進し、農地の汎用化を進めることにより、効率的で収益性の高い農業生産を行うための基盤を整備するとともに、スマート農業の導入、法人化の促進によって経営規模の拡大を図る必要がある。

本市においても多くの農業生産法人が耕作しており、農業経営体としての重要な役割を担っていることから、今後も、安定的な経営対策を進めるとともに、生産面積の拡大と施設機械などの導入による収益性の向上などの支援を進める必要がある。

産地間競争を勝ち抜くためには、畜産物のブランド化を推進し、競争力の高い畜産物を生産する必要があるとともに、ブランドの知名度を上げるための各種プロモーション活動も重要である。競争力の高い畜産物のブランド化について、これまで以上に積極的に推進する必要がある。

■ 農家数／農家人口（市全体）

（単位：戸、人、％）

区分	総農家数			令和2年	令和2年65歳以上
	平成22年	平成27年	令和2年	販売農家世帯員数	販売農家世帯員数比率
石巻市	5,395	3,871	2,795	7,608	43.5
宮城県	65,633	52,350	41,509	107,327	42.7

（資料：農林業センサス、宮城県統計年鑑）

■ 農業産出額／経営耕地面積（市全体）

（単位：百万円、h a）

区分	農業産出額			経営耕地面積		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
石巻市	12,280	13,000	14,590	8,148	8,950	8,766
宮城県	164,100	174,100	190,200	93,592	108,025	104,600

（資料：宮城県農林水産統計年報、農林業センサス）

■ 林家数（市全体）（単位：戸）

区分	林家数		
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
石巻市	2,043	1,528	1,235
宮城県	19,713	17,965	15,305

（資料：農林業センサス）

② 水産業

本市の水産業は、沖合漁業、沿岸漁業、養殖漁業による漁業が営まれており、沖合においては、寒流と暖流が交錯する三陸沖漁場の南方に位置することから、多彩な漁業資源を有している。

最も長い魚市場である石巻魚市場における水揚げ高は、平成 27 年時点で震災前の水準にまで回復している。水揚量についても、震災前の約 80%程度まで回復しており、魚種としては、主に、「さば」、「まいわし」などの水揚量が多い状況である。また、「さけ」、「あわび」を中心とした水産資源の管理による持続的な漁業にも取り組んでいる。

一方で、漁業センサスによる漁業経営体数は、震災前から減少傾向で、漁業従事者の不足に備えた後継者育成などの経営安定のための取組が必要となっており、水産業の経営環境の向上が課題となっていることに加え、近年の新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいた水産物の消費回復に向けて、水産物の消費拡大のための販路開拓を図るため、魚市場の適切な維持管理とともに、ALPS 処理水の海洋放出による風評被害の払拭など海外輸出に向けた取組について引き続き継続する必要がある。

安全で良質な水産物の安定供給に向けて、原料不足に伴う安定的な原魚の確保や陸上養殖の普及に努めるとともに、他の産地との競争が激化する中で、市内の産業関係団体が一体となり、本市の水産物の認知度向上が求められている。

■ 漁業就業者数／漁業経営体数（市全体）（単位：人／経営体）

区分	漁業就業者数		漁業経営体数	
	平成 30 年	令和 5 年	平成 30 年	令和 5 年
石巻市	1,903	1,569	655	685
宮城県	6,224	5,242	2,326	2,129

（資料：漁業センサス）

③ 商工業

本市には製造業、卸売業、小売業などバランスのとれた商工業があり、地元経済と密接に関わっている。

商工業の振興は、地元経済を振興する中核でもあり、持続可能なまちづくりを推進するためには必要不可欠な要素である。

近年の商工業を取り巻く環境は、震災後の販路の縮小や人口減少による経済規模の縮小、少子高齢化の進行による就業人口の減少、経済のグローバル化の進展による企業間競争の激化など、大きく変化している。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を経て、円安の進行やロシアによるウクライナ侵攻などによる輸入コストの増大やエネルギー価格の高騰もあり、本市の商工業を取り巻く環境は依然厳しさを増している。特に中小企業については、安定的な経営環境の確保のための支援のほか、産学官の連携による支援の強化など幅広い経営支援が必要である。

近年では、少子高齢化が加速しており、様々な分野で人手不足が顕在化していることから、勤労者が安心して働き続けることができる社会の実現に向け、多彩な人材が活躍できる就業環境の構築が必要である。

経済のグローバル化の進展と企業間競争が加速する中、地域の企業が生き残るためには、その地域ならではの産業を育成し、他との差別化を図る必要がある。

今後とも、新産業の創出に向けて6次産業化の推進や、販路拡大のための各種支援を継続的に進める必要がある。

また、本市の中心市街地は、中瀬地区から石巻駅にかけて、行政機能や金融機関、商店などが集積する本市の歴史的な特性を象徴する地域であり、単に買い物をする空間として存在するだけでなく、そのまちに住む人々が生活し、交流し、楽しんできたという長い歴史のなかで創り出されてきたもので、まちの文化を継承する場として維持していかなければならない空間であるとともに、賑いの場としても維持していく必要がある。

■工業事業所数／工業従業者数／製造品出荷額（従業者4人以上）

（市全体）

（単位：人、百万円）

区分	工業事業所数			工業従業者数（総数）		
	平成25年	平成30年	令和5年	平成25年	平成30年	令和5年
石巻市	265	302	346	7,114	9,019	9,223
宮城県	2,693	2,629	3,116	107,580	117,177	116,346

区分	製造品出荷額など（総額）		
	平成25年	平成30年	令和5年
石巻市	291,389	344,326	398,708
宮城県	3,726,535	4,469,649	5,482,949

（資料：工業統計調査（平成25年、平成30年）、経済構造実態調査（令和5年））

■（卸・小売業）事業所数／従業者数／年間商品販売額／売場面積（小売業のみ）
（市全体）（単位：人、百万円、㎡）

区分	事業所数		従業者数	
	平成 28 年	令和 3 年	平成 28 年	令和 3 年
石巻市	1,247	1,324	9,917	10,744
宮城県	22,103	21,159	184,540	189,960

区分	年間商品販売額		売場面積（小売業のみ）	
	平成 28 年	令和 3 年	平成 28 年	令和 3 年
石巻市	298,431	303,267	215,059	222,924
宮城県	11,554,910	10,978,811	2,906,286	3,031,841

（資料：経済センサス活動調査）

④ 企業誘致

近年、全国的に人口減少が加速するなか、地域の雇用機会を確保し、地域経済の活性化を図ることを目的とした、企業誘致の推進や新たな産業の創出の重要性が増している。

本市は、東北地方の中では比較的温暖な地域であり降雪量が少なく日照時間が長いこと、県下第2の都市であり都市機能が集積していること、国際拠点港湾「仙台塩釜港石巻港区」や特定第三種漁港「石巻漁港」といった産業インフラが整備されていること、製紙・木材、水産加工・食料品製造業などが集積していること、独自の高い技術力や先端技術を有し、高付加価値製品を製造する企業（電子部品製造業など）が内陸部に立地していること、石巻専修大学のほか複数の実業高校があり、専門技術知識を習得してきた人材の供給が見込めることなどがあるほか、石巻トゥモロービジネスタウンをはじめ、震災後、新たに整備した産業用地などハード面での整備も整っている。

今後も、企業誘致を積極的に推進するほか、創業支援等事業者と連携を図りながら、創業希望者に対する、窓口相談、創業支援セミナーなどのスタートアップに向けた支援とともに、本市の地域資源の活用や、新技術導入支援といった、さらなる産業の活性化を推進する必要がある。

⑤ 観光

わが国の観光を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進行、観光ニーズや旅行手配方法の多様化、新型コロナウイルス感染症の影響などを経て、観光の在り方が大きく変化している。

観光産業は、即効性が高く、農林水産業、製造業、商工業などの地域産業と関連し、経済的効果が大きく、本市においても重要な役割を果たすものであり、中心的産業の一翼を担っており、地域経済活性化施策として重要となっている。

本市の観光施策を進めるうえで、これまで震災により甚大な被害を受けた観光施設の復旧、再開を進めてきており、雄勝硯伝統産業会館は、雄勝地域拠点地区である「硯上の里おがつ」に、牡鹿地域拠点エリアである「ホエールタウンおしか」には、おしかホエールランドがオープンしている。これらの各拠点と市内中心拠点である「かわまち交流拠点エリア」との連携を図りながら、周遊観光の推進に向けた取組の検討を進めている。

本市は、震災以前より夏場の通過型観光が中心で、「石巻川開き祭り」などにより夏場の観光客は増えるものの、イベントが少ない冬場は観光客が減少する傾向があることから、今後は、こうしたイベントを中心とした通過型の観光のみならず、豊かな自然、多彩な食材、震災後に新たに整備された観光施設、そして震災伝承などを推進することにより、他の観光地にはない、本市独自の魅力を活かした「滞在型観光」の推進を期している。

近年の新型コロナウイルス感染症の影響以降、増加基調にあるインバウンド誘客も見据え、引き続き新たな観光需要を取り込めるよう、受け入れ体制の強化や観光情報発信はもとより、市民や地元企業の観光まちづくりへの参加を促していく必要がある。

■観光客数（市全体）

（単位：人）

区分	観光客数			
	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年
石巻市	2,596,014	2,245,620	3,335,969	4,931,248
宮城県	56,788,646	55,690,689	64,224,486	68,236,159

（資料：宮城県観光統計概要）

(2) その対策

① 農林畜産業

- 移住者や若者を積極的に受け入れるとともに、農業の担い手の確保に係る活動や就労支援を行う。
- 農業生産活動における資材や機材の確保、技術の習得などに対する支援を推進する。
- 高品質で収益性の高い園芸振興を図るため、パイプハウスや暖房機設備といった施設の設置等について支援する。
- 農業農村の地域活動や自然環境の保全に資する農業生産活動に対して支援するとともに農村環境基盤の整備に努める。
- 農薬等を県の慣行レベルから 5 割以上低減する取組と併せて行う取組に対して支援する。
- 効率的な農地利用と農業生産を図るために、営農集団や高度な農業経営体の育成を推進する。
- 森林病虫害被害の予防や防除などの対策を計画的に推進する。
- 宮城県基幹種雄牛の産子の保留対策として、繁殖牛及び肥育牛の導入を支援する。
- 畜産振興に寄与するイベントの開催を支援する。

- 農畜産物と農畜産加工物の地域ブランド化を推進する。
- 新たな農業従事者の受け入れ側となる農業経営体の、経営体制や技術などの高度化を推進する。
- 畜産廃棄物の適正処理及び良質堆肥の生産に関わる設備・機械の整備を行い、畜産環境の問題を解消するとともに、資源循環型農業を構築する。
- 銃器及びわなによるニホンジカ等の捕獲を実施するとともに、牡鹿半島ニホンジカ対策協議会へ補助金を交付し、捕獲実施者への捕獲機材の貸与や地域への侵入防止柵の貸与など各団体の活動支援を推進する。
- ニホンジカ等有害鳥獣の被害対策を推進する。
- 適正な森林施業を行うことにより、林業経営の指針となる市有林の育成・有効活用を図る。
- 森林資源として成熟しつつある民有林の適正な保育のため、間伐を推進し、森林整備を着実かつ合理的に推進する。
- 野生鳥獣と共生するための地域・環境づくりに欠かせない人材を育成する。
- 捕獲した有害鳥獣の適切な処理に向けた取組について推進する。

② 水産業

- 水揚量の維持と安定確保のための種苗放流を支援するとともに、密漁防止のための取組を支援する。
- 水産業の後継者・従事者不足が深刻化するなかで、新たな担い手の育成、人材確保、外国人人材活用、サポート体制の充実に取り組みとともに、就業者が安心して創業するための体制づくりを推進する。
- 水揚量の確保を図るため、各地の漁船の誘致や陸上養殖の普及・促進に努める。
- 各種の安全基準などに沿った安全安心な水産物の供給体制の充実を推進する。
- 市管理漁港の漁港施設機能を保全する。
- 環境・生態系保全に資する事業を実施する活動組織に対し、宮城県水域保全協議会を通して負担金を交付する。
- 石巻産の水産物及びその加工品の輸出販路獲得、拡大に向けた取組を支援する。
- 石巻伝統の魚食・鯨食文化の伝承と、魚食・鯨食を普及するための取組を推進する。
- 水産物のブランド化を推進する。
- 漁港利用状況の変化や自然条件の変化に対応した漁港施設の機能強化・改良、整備を行う。
- 海岸堤防や水門・陸閘等海岸保全施設の計画的な老朽化対策を行い、施設の長寿命化を図る。

③ 商工業

- 中小企業者の事業経営や雇用継続などのために必要な資金調達を支援する。
- 新たな産業創出、研究開発、産業人材の育成などの創造的事業を行う事業者に対し支

援する。

- 中小企業の福利厚生の充実に向けた支援をする。
- 働く意欲のある市民誰もが就業の機会を得られるよう、関係機関と連携した各種支援を推進する。
- 6次産業化・農商工連携の取組や、新製品の開発などを行う事業者などに対し、専門家派遣や講習などの各種支援をする。
- 街なか出店サポートセンターを設置し、新規出店の支援や空き地・空き店舗の取得、賃借等に要する経費を支援する。
- 中心市街地におけるイベントの開催を支援する。
- 官民が連携し中心市街地の活性化に向けた取組を推進する。

④ 企業誘致

- 企業訪問等の誘致活動を行う。
- 対象業種で一定の要件を満たす企業に対し、石巻市企業立地等促進条例に基づく本市独自の各種助成金を交付する。
- 金融機関等の支援事業者と連携し、本市独自の補助制度により創業希望者を支援する。
- 地域資源の利活用を促進するため、セミナーの開催を行い、新技術の導入や新たな事業展開を行う事業者を支援する。
- 6次産業化に取り組む事業者を支援する。
- 「セルロースナノファイバー（CNF）」など、今後用途・事業展開が見込まれる地域資源の利活用を促進する。
- 求人・求職のマッチングを図り、企業の人手不足を解消するため、国、県との連携により合同説明会等を開催し、産業人材の確保及び育成を図る。
- 新規創業や第二創業のインセンティブとなる助成制度の活用を促進する。
- 創業を支援するための各種セミナーを開催するほか、創業・企業経営などにおける様々な課題に対する相談支援体制の充実に図る。

⑤ 観光

- 本市の自然、食材、観光資源をイベントやSNS等を通じ市内外に発信する。
- 各種祭りイベントの開催を支援するとともに、観光客誘致イベントの企画・立案や実施・協力、実行団体へのサポート（負担金・補助金）等を行う。
- 周遊型から滞在型への観光スタイルの変換を狙うため、官民地域間連携のもと、戦略的に観光誘客を推進する。
- 交流人口の促進を図る観光施設の整備補修を推進する。
- 国の伝統工芸品に指定されている雄勝硯の加工技術継承、後継者確保のため、産地・生産団体へ支援を行う。
- 地域に根差した祭り文化等の観光資源を広くPRし、誘客を図るとともに、各種まつ

りイベント等の企画立案や実施協力、実行団体への負担金、補助金の交付等の支援を行う。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
産業の振興	基盤整備 農業	農地整備事業（福地地区）	県
産業の振興	基盤整備 農業	農地整備事業（大森地区）	県
産業の振興	基盤整備 農業	農地耕作条件改善事業（大森地区）	県
産業の振興	基盤整備 農業	農業用河川工作物等応急対策事業（檜崎地区）	県
産業の振興	基盤整備 農業	防災重点農業用ため池緊急整備事業	市
産業の振興	基盤整備 農業	農道補修事業	市
産業の振興	基盤整備 農業	有害鳥獣対策施設整備事業	市
産業の振興	基盤整備 林業	みやぎの豊かな森林づくり支援事業	森林組合
産業の振興	基盤整備 林業	造林事業	市
産業の振興	基盤整備 林業	森林環境保全整備事業	森林組合
産業の振興	基盤整備 林業	松くい虫対策事業	市
産業の振興	漁港施設	水産物供給基盤機能保全事業	市
産業の振興	漁港施設	海岸堤防等老朽化対策事業	市
産業の振興	漁港施設	漁港施設改良事業	市
産業の振興	漁港施設	漁港海岸保全施設整備事業	市
産業の振興	経営近代化施設 農業	有機センター施設整備事業（河北・桃生・北上）	市
産業の振興	地場産業の振興 生産施設	牧場施設整備事業	市
産業の振興	地場産業の振興 加工施設	地域の宝研究開発事業	市
産業の振興	観光又はレクリエーション	御番所公園再整備事業	市
産業の振興	観光又はレクリエーション	おしか家族旅行村オートキャンプ場改修事業	市
産業の振興	観光又はレクリエーション	道の駅「上品の郷」施設改修事業	市
産業の振興	観光又はレクリエーション	神割崎自然公園トイレ等改修事業	市
産業の振興	観光又はレクリエーション	みちのく GOLD 浪漫関係施設等整備事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	優良肉用牛生産振興対策事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	担い手育成総合支援事業（農林）	市

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	担い手育成総合支援事業（水産）	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	多面的機能支払交付金事業（河北・桃生・北上）	農業者等の団体
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	有害鳥獣対策事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	鯨食普及事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	種苗放流等事業費補助事業（アワビ）（雄勝・北上・牡鹿）	漁業協同組合
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	中小企業融資・小企業小口融資あっせん事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	産業創造助成金事業（研究開発、人材育成、情報提供、知的財産等取得）	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	商工会事業費補助事業	商工会
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	6次産業化・地産地消推進センター運営事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	企業訪問事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	石巻市産業連携会議事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	起業・経営相談事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	中小企業セミナー等開催事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	産学官連携事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	事業者マッチング事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	CNF利活用促進事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 観光	海水浴場管理運営事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 観光	かほく夏祭り実行委員会補助事業	実行委員会
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 観光	かほく産業まつり補助事業	実行委員会
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 観光	雄勝海鮮市まつり補助事業	実行委員会
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 観光	伝統工芸品振興事業費補助事業（雄勝）	雄勝硯生産販売協同組合
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 観光	ものうふれあい祭補助事業	実行委員会

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 観光	北上にっこり写真セミナー補助事業	実行委員会
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 観光	北上にっこりまつり&歳の市補助事業	実行委員会
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 観光	牡鹿鯨まつり補助事業	実行委員会
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	企業立地促進事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	企業誘致アドバイザー活用事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	官民一体となった企業立地推進事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	人材確保支援事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	企業情報発信・マッチング事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 その他	創業支援事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 その他	創業支援補助事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 その他	トライアルマーケット支援事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 その他	創業支援セミナー開催事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 その他	ワンストップ窓口相談事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 その他	創業支援事業者連携会議によるフォローアップ事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 その他	創業機運醸成事業	市

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
河北地区、雄勝地区、北上地区、牡鹿地区、桃生地区	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載したすべての公共施設等の整備は、石巻市公共施設等総合管理計画の考え方との整合を図りながら、公共施設等の適切な管理を推進し、過疎地域の持続的発展に必要な事業を適切に実施していくこととする。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

震災に起因する人口減少・高齢化によって税収減や行政需要増に直面している中、これまで以上に効率的に行政を運営し、「持続可能な地域社会」を構築していくことが求められており、地域課題を解決し、より豊かな社会を作っていく上では、ICTを積極的に活用していくことが非常に重要である。

また、新型コロナウイルス感染症対応において、横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められており、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されている。

こうしたことから、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく必要がある。

本市においては、行政ネットワークの高度化のため、光ファイバー網が市内全域で整備されており、未利用の光ファイバー網を電気通信事業者に開放し、有効活用を促進することで、高速インターネット接続環境が整備されており、地理的な情報格差の是正が図られている。

テレビ放送の難視聴解消においては、地上デジタル放送移行時に、受信が困難な地域では、地元住民で構成する施設組合が共同で受信施設等を整備し、維持管理経費等を組合費として徴収し、管理・運営を行っている。

現状では受信施設の老朽化が進み、多くの地域で施設の改修が必要な状況となってきたが、震災の影響から組合への加入者減少、高齢化も加速し、施設整備に係る費用が多額であることから、施設組合の負担が大きく改修が進まない状況であり、安定的な受信環境を維持する必要がある。

(2) その対策

- 生活環境、健康、福祉、教育等の様々な分野においてデジタル技術を活用し、住民サービスの向上に努める。
- マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、行政手続きのオンライン化を進め、手続きの簡素化、効率化を図る。
- 高齢者等に対して、オンラインでの行政手続や民間サービスの利用方法等に関する説明会・相談会の実施により、デジタル活用促進に努める。
- テレビ共同受信施設組合に対して、施設改修費用等の一部を補助することで、施設改修を促進し、安定的な受信環境整備を図る。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
地域における情報化	過疎地域持続的発展特別事業 情報化	テレビ共同受信施設組合施設改修費等補助事業	自主共聴組合 NHK共聴組合

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路・橋りょう

時代の変化や市民ニーズに対応した住環境と都市機能の整備は、持続可能な自治体運営を推進していくうえで非常に重要な役割を果たしており、安全安心な住環境と都市機能の整備は、市民生活の基盤を担い、市民が快適に暮らすための根幹となるものである。

地域を取り巻く環境や市民が必要としている公共施設機能を把握し、適切な計画を策定することにより、住環境及び都市機能を整備する必要がある。

② 公共交通機関

本市では、令和3年度に「石巻市総合交通計画」を策定し、安全・安心・快適で上質な公共交通ネットワークを構築するとともに、デジタル技術なども活用し、発展的なサービスの提供など、未来に向けた持続可能な公共交通サービスの実現を目指すこととしている。

観光資源の整備やイベントの開催が進む中で、観光客にとっても利用しやすい交通環境を整える必要があり、観光と連動した公共交通ネットワークの強化も引き続き推進することが求められる。

(2) その対策

① 道路・橋りょう

- 立地適正化計画に基づき、コンパクト・プラス・ネットワークを形成するための事業を推進する。
- 各種道路の新設や改良などを実施する。
- 公園の遊具や植栽等の施設整備を行う。
- 道路や橋りょう、トンネルなどの安全性や信頼性を確保するために、計画的な修繕により施設の長寿命化を図る。

② 公共交通機関

- 社会の変化や市民ニーズに対応しつつ、財政収支などの経済面も考慮した持続可能な公共交通ネットワークを構築する。
- 地域の多様な輸送資源を維持するため、市民バスや路線バス等を運行する関係団体や運行事業者に対する支援を継続する。
- 公共交通の利用促進に向けた意識啓発を推進する。
- 路線バスと各地区の住民バスや市民バスの接続性、ダイヤ、運賃体制などを総合的に見直す。
- 公共交通の利用促進を図るため、オープンデータをコンテンツプロバイダに提供し、運行情報を簡単に取得できるようにするなど、利用者の利便性の向上を図る。
- 移動負担の大きい離島に対しても日常生活の足を確保できる取組を推進する。
- 各種観光施策と連携した公共交通ネットワークの構築を推進する。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	三輪田線道路改良事業 L=3.8km W=8.75m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	山崎馬鞍線道路改良事業（中島工区） L=1.4km W=9.5m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	山崎馬鞍線・河北長尾線道路改良事業 L=1.4km W=8.5m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	単独線道路改良事業 L=3.2km W=9.25m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	船越大浜線道路改良事業 L=0.15km W=6.0～6.5m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	名振明神線道路改良事業 L=0.7km W=6.0～6.5m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	新古川北線道路改良事業 L=0.15km W=6.0m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	成田相野田線交差点改良事業 L=0.05km W=6.0m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	谷地針岡線道路改良事業 L=0.5km W=5.6m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	八軒馬鞍線道路改良事業 L=0.94km W=6.0～6.5m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	寄磯浜避難道路整備事業 L=0.48km W=6.0m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	相野田皿貝線道路整備事業 L=0.15km W=8.0m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	河北境1号線道路改良事業 L=1.275km W=5.5m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	十八成寺山線道路整備事業 L=0.95km W=3.1～3.2m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	河北中学校線道路整備事業 L=0.65km W=3.5m～W=5.5m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	寺崎八木横断線道路改良事業 L=0.5km W=2.5m（歩道）	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	城内薬田線道路改良事業 L=0.04km W=2.5m（歩道）	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	樫崎中津山線道路改良事業 L=0.87km W=2.5m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	谷川鬼形線道路改良事業 L=0.35km W=5.0m	市

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	後谷地一の江線ほか2路線道路整備事業 L=0.07 km W=3.9~6.1m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	原1号線道路改良事業 L=0.10 km W=4.0m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	原地区道路整備事業 L=0.30 km W=4.0m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	自動車等 自動車	牡鹿地区市民バス整備事業	市
交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	牡鹿地区市民バス運行事業	市
交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	住民バス運行費補助事業	運行協議会
交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	離島航路維持事業（牡鹿）	航路会社

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載したすべての公共施設等の整備は、石巻市公共施設等総合管理計画の考え方との整合を図りながら、公共施設等の適切な管理を推進し、過疎地域の持続的発展に必要な事業を適切に実施していくこととする。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上水道

本市の水道施設については、需要水量を満たしているが、なかには老朽化が進んでいる施設もあることから、居住環境の整備による水洗化の普及も考慮の上、施設の早期改修を図る必要がある。

② 下水道

下水道施設は、降雨時の冠水被害の軽減や衛生的な生活環境を維持するために必要不可欠な施設である。

雨水排水施設は、震災による地盤沈下の影響から降雨時の冠水が問題となり、整備を推進してきたが、近年の大規模な台風や集中豪雨の発生で排水施設の重要性が以前にも増して高まっており、施設の早期完成を目指す必要がある。

下水道事業により污水处理施設整備を推進するとともに、下水道整備地区以外の地区では浄化槽の設置を促進し、生活環境の向上を推進する必要がある。

③ 河川・排水路

河川・排水路は、震災による地盤沈下の影響から降雨時の冠水などが問題となり、施設の整備を推進してきたが、近年の大規模な台風や集中豪雨の発生で河川や排水路の重要性が以前にも増して高まっており、施設の整備や改修の必要がある。

④ 廃棄物処理

現代社会は大量生産・大量消費・大量廃棄型の構造を抱え、地球環境に様々な影響を及ぼしていることから、環境への負荷を可能な限り抑制する「循環型社会」への移行が強く求められている。このため、本市では、単にごみを焼却・埋立処理する従来手法から、発生抑制・適正処理・再資源化といったトータルでの対応を重視し、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進に取り組んでいる。

近年では、ライフスタイルの変化によりワンウェイプラスチックの使用が拡大し、海洋をはじめとする地球規模での環境汚染も懸念されている。このような状況の中、プラスチックの分別収集・処理スキームを早急に構築し、国・県など関係機関と連携しながら、抜本的な対策を講じていくことが求められている。

今後も持続可能な循環型社会の実現に向け、市民・事業者・行政が一体となり、より効果的な4Rの推進と、ごみの減量化・資源化の取組を着実に進めていく必要がある。

⑤ 消防・防災

本市では、震災以降、各種自然災害への対策としてハード整備を進めてきた。しかし、近年は気候変動の影響で短時間豪雨や大型台風など、想定を超える災害が頻発している。こうした災害を完全に防ぐことは難しく、被害を最小限に抑える「減災」の取組が求められてい

る。そのためには、「自助」「共助」「公助」の観点から、それぞれの役割を認識し、地域全体で防災力を高めていく必要がある。

引き続き、短時間豪雨や大型台風など様々なリスクに備え、市民と地域が一体となって自助・共助・公助による防災対応力を高め、日常的な意識醸成を推進していく必要がある。

(2) その対策

① 上水道

- 安全でおいしい水の安定供給を目標とし、原水施設や配水池などの整備と維持管理を推進するとともに、老朽配水管の布設替えを計画的、効果的に推進する。
- 災害時や緊急時にも対応のできるライフライン機能の確保を図る。

② 下水道

- 近年多発する豪雨災害などから市民の健康と財産を守り、地域の生活環境の改善と公衆衛生の向上を図るために、排水路の整備、雨水排水ポンプの設置などの排水対策を推進する。
- 公共下水道の整備を推進する。
- 下水道事業の区域外における生活排水流入による公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上を図るために、浄化槽の整備を促進する。

③ 河川・排水路

- 河川・排水路の整備・改修を推進する。

④ 廃棄物処理

- 生ごみ削減に係る支援を推進する。
- 食品ロスの削減などの意識啓蒙を図る。
- ごみの分別徹底などを促進し、資源の有効活用を進め、市民による再資源化の取組を促進する。
- 廃プラスチック類の分別収集・再資源化により資源循環型社会を構築する。

⑤ 消防・防災

- 耐震診断を希望する木造住宅の所有者に対し、市が耐震診断士を派遣して一般診断及び耐震改修計画を作成し、住宅の地震に対する安全性の確保及び向上を図る。
- 木造住宅の耐震化や危険なブロック塀の除却等、地震に備える市民に対して費用の一部を助成する。
- 急傾斜地崩壊危険区域などの災害発生危険度の高い箇所における防災対策工事を促進する。
- 災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援する。

- 自主防災組織が行う防災資機材の購入、防災倉庫の設置、非常用食糧の購入、防災訓練の実施など、地域防災力の向上に向けた活動を支援する。
- 原子力防災体制の更なる充実に向け、国、県及び関係機関との連携を強化し、合同による原子力防災訓練の実施、避難計画の継続的な改善、避難道路の早期整備に向けた国・県などの関係機関への働きかけを推進するとともに、避難計画や防護措置などの市民への周知を図る。
- 非常用持出品を持ち出すことができなかった避難者のための食糧、飲料水等や、避難所運営に必要な資機材等を配備・更新する。
- 災害時に必要な情報を迅速に発信し続けられるよう、防災情報伝達手段の多重化を図る。
- 各種災害のハザードマップの作成・配布により災害危険箇所の把握など、防災・減災に繋がる取組を推進するとともに、市民との情報共有を図り、連携と協力による総合的な防災体制の充実を図る。
- 老朽化した消防団ポンプ置場を更新・新築し、地区住民が安全で安心して生活できる環境を確保する。
- 消防施設や消防団の装備・資機材などを計画的に整備・更新し、災害時に対応できる体制を構築する。
- 啓発活動により、市民一人一人の交通安全意識の高揚を図るとともに対策の強化に努める。
- 交通事故のないまちづくりに向け、交通安全対策推進のための活動を支援する。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
生活環境の整備	水道施設 上水道	水道施設整備事業負担金	水道企業団
生活環境の整備	下水道処理施設 公共下水道	公共下水道事業（河北・牡鹿）	市
生活環境の整備	下水道処理施設 公共下水道	東部流域関連公共下水道事業（河北・桃生）	市
生活環境の整備	下水道処理施設 その他	浄化槽市町村整備推進事業（北上）	市
生活環境の整備	下水道処理施設 その他	合併処理浄化槽設置補助事業	市
生活環境の整備	消防施設	消防団ポンプ置場整備事業	市
生活環境の整備	消防施設	耐震性貯水槽整備事業	市
生活環境の整備	消防施設	非常備消防自動車整備事業	市
生活環境の整備	その他	自主防災組織機能強化事業	自主防災組織
生活環境の整備	その他	危険ブロック塀等除却事業	市
生活環境の整備	その他	木造住宅耐震診断事業	市

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
生活環境の整備	その他	木造住宅耐震改修工事助成事業	市
生活環境の整備	その他	立神沢川改修事業	市
生活環境の整備	その他	成田字小塚ほか1字地内排水路改修整備事業	市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載したすべての公共施設等の整備は、石巻市公共施設等総合管理計画の考え方との整合を図りながら、公共施設等の適切な管理を推進し、過疎地域の持続的発展に必要な事業を適切に実施していくこととする。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

近年、全国的に人口減少と少子高齢化が加速しており、出生数の減少はこの問題の大きな要因となっている。この傾向が続けば、将来的に地域社会の持続に支障をきたすおそれがある。本市においても、令和元年までは年間約 800 人で推移していた出生数が、令和 6 年には 590 人に減少し、令和 5 年の合計特殊出生率は 1.09 人と、宮城県の 1.07 より高いものの全国平均 1.20 を下回る状況にある。

こうした背景を踏まえると、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を継続して実施する必要がある。

今後は、保育ニーズに応じた施設整備と人材確保を強化し、地域に根ざした支援体制をさらに充実させるとともに、自分が暮らすまちで安心して子どもを産み育てられる環境づくりを一層推進することが求められている。

② 高齢者福祉

本市では合併した平成 18 年 3 月末時点で高齢化率が 24.2% となり、当時からすでに超高齢社会に突入していた状況にある。その後も高齢化が急速に進行しており、令和 2 年 3 月末時点では 33.0% に達している。背景には、少子化による生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加があり、今後も高齢化の進行は避けられない現実となっている。

こうした中、本市では在宅福祉や介護サービスの充実に取り組むとともに、介護施設の整備や高齢者福祉の各種事業を実施し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めてきた。

今後も高齢者が地域で自分らしく生きがいを持って暮らせるよう、介護予防と生活支援、生涯学習の機会提供を一体的に進めるとともに、持続可能な高齢者福祉の体制づくりが求められている。

③ 障害者（児）福祉

本市では、障害の有無にかかわらず共に暮らせる福祉のまちづくりを目的に、平成 30 年 4 月に「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」を施行し、その理念に基づいた障害者施策を展開している。

障害者の自立と社会参加に向けては、必要な障害福祉サービスを継続的に提供することで、日常生活と社会生活の支援を行うとともに、日常生活の困りごとや福祉サービスに関する相談に対し、専門的支援や情報提供を行い、地域での生活継続を支援している。

今後も、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、障害や障害のある方への理解を深めていくとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実、地域全体で支える仕組みの構築、そして社会・文化活動への参加促進など、多面的な取組を推進していくことが重要である。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

- 妊産婦や乳幼児をはじめとして、一貫した健康づくりを推進するため、出産育児に関する情報提供・相談体制の整備、乳幼児健康診査の実施、産婦・新生児訪問指導など、母子保健の総合的なサービスの充実を図る。
- 妊娠期から産後期の異常の早期発見、早期治療などを図り、安心して出産ができるよう、妊産婦健康診査の経済的な負担軽減に取り組む。
- 不妊治療を受ける夫婦の経済的・精神的負担の軽減を図るため、特定不妊治療に係る経済的な支援を推進する。
- 育児支援を希望する家庭に対し、ヘルパーの派遣などの支援をする。
- 家庭における家事負担や子育て負担の協力のほか、企業などの育児休業取得に向けた環境整備の協力、地域における子育て家庭への理解促進など、ワーク・ライフ・バランスを推進する。
- 若い男女に対するヘルスケアとして、自身の体の状態を把握し、将来の妊娠や体の変化に備えて、自分やパートナーの健康と向き合い将来設計を考えるプレコンセプションケア事業を行う。
- 子どもに対し適正な医療の機会を確保し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、0歳から18歳までに対し、入院及び通院に係る医療費の一部負担金を助成する。
- 休日保育や幼保一体化など保育ニーズの多様化に対応した環境を整備する。
- 保育事業の安定運営に向けた保育士の確保に努める。
- 子育て世代のニーズに沿った放課後児童クラブの運営により、こどもと子育て家庭を支える環境を整備する。
- 子どもが地域のなかで健やかに成長できるよう、安心して過ごせる子どもの居場所づくりを推進する。
- 石巻市子どもの権利に関する条例に定められている子どもが生まれながらに持っている、安全に安心して生きる権利、自分らしく育つ権利、自分を守り、守られる権利、社会へ参加する権利や適切な支援を受ける権利について、啓発活動を推進する。

② 高齢者福祉

- 家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、集会所などで生活に関する相談や指導、ゲームなどによる日常動作訓練、健康チェックなどを行い高齢者の体力の改善や日常動作などの改善を支援する。
- 60歳以上の市民を対象に、各種講座を開講し、創造的活動ができる場を提供し生きがいの創出や社会的孤立防止を促進する。
- 在宅高齢者に対し、日常生活に必要となる介護保険制度以外の福祉サービスを提供し心肺機能の低下防止と健康の保持増進を図る。
- 認知症初期集中支援チームにより、認知症の初期支援を包括的・集中的に行う。
- 在宅の一人暮らし高齢者等の日常生活の安全を確保するとともに、精神的な不安の

解消に向け緊急通報システム機器を貸与し、緊急事態に迅速な対応ができる体制を整備する。

- 過疎地域における老朽化が著しい施設の改修事業を実施する。
- 88歳を迎える高齢者に対し敬老祝金、100歳を迎える高齢者に対し特別敬老祝金を支給することにより、敬老の意を表するとともに、高齢者福祉への関心を深め、福祉の向上を図る。
- 在宅の高齢者を介護している家族の精神的、または経済的負担を軽減するための支援を行うことにより、在宅生活の継続と向上を図る。
- ひとり暮らし高齢者などの生活の質の向上を図るため、見守りと配食サービスを提供し、日常の食生活を支援する。

③ 障害者（児）福祉

- 個人の状況に応じ継続した福祉・保健・医療に関する、様々なサービスが受けられるよう各種支援体制の充実を図り、関係機関との連携を推進する。
- 地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、就労支援や日中活動の場を提供する。
- 障害者が日常生活・社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障害や障害のある方への理解を深めるための研修や啓発事業などを行う。
- 障害による差別をなくし、支え合う共生社会の実現のため、地域住民に対して障害者の日常生活及び社会生活への理解を深めるための研修・啓発事業や交流・体験事業、ボランティアの育成を行う。
- 聴覚や言語機能等の障害により意思疎通を図ることが困難な障害者に対して、手話通訳者の設置や派遣などの事業を実施する。
- 相談窓口を設置して、複雑かつ多様な相談に対応し支援を行っていく。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉施設 児童館	放課後児童クラブ事業（整備）	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉施設 児童館	地域子ども・子育て支援拠点事業（整備）	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	認定こども園	（仮称）桃生こども園建設事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	認定こども園	（仮称）河北こども園建設事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	牡鹿保健福祉センター（清優館）改修事業	市

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	網地島デイサービスセンター及び網地島高齢者生活福祉センター改修事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	市町村保健センター及びこども家庭センター	北上保健医療センター改修事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	市町村保健センター及びこども家庭センター	桃生保健センター改修事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	地域子ども・子育て支援拠点事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	老人クラブ活動費補助事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	生きがいデイサービス事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	敬老祝金支給事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	在宅高齢者サービス事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	地域活動支援センター事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 その他	妊産婦健康診査費助成事業	市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載したすべての公共施設等の整備は、石巻市公共施設等総合管理計画の考え方との整合を図りながら、公共施設等の適切な管理を推進し、過疎地域の持続的発展に必要な事業を適切に実施していくこととする。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市では、がんや心疾患などの生活習慣病が死亡原因の5割以上を占めており、特定健診の受診率も依然として県平均を下回っている。また、肥満やメタボリックシンドローム該当者が多く、生活習慣の改善が大きな課題である。

また、がん検診の受診率が依然として低く、受診促進に向けたさらなる啓発や環境整備が求められている。

このほか、新型コロナウイルス感染症などを教訓とした感染症への備えも重要となっている。

今後も、市民一人一人が健康の重要性を理解し、生活習慣の見直しや予防接種、定期健診の受診など、日常的に健康づくりに取り組めるよう、施策の充実と意識啓発を進めることが重要である。また、人口減少や高齢化による医療需要の変化に対応するため、柔軟な地域医療体制の構築と継続的な改善が求められている。

(2) その対策

- 生活習慣病の発症や重症化を予防するための指導及び普及啓発を推進する。
- 心の健康相談や家庭訪問、心のケア研修会などを実施する。
- 地域医療を支える医療体制の確保に努める。
- 石巻医療圏内医療機関の二次救急医療や三次救急医療等の医療体制を支援する。
- 医療体制の確保に向け新たに医療施設を開設する医師又は法人に対し支援する。
- 感染症の拡大防止を図るため、各種定期予防接種を実施する。
- 石巻圏域における「切れ目のない医療提供体制」を構築・維持するため、診療・治療に必要な医療機器などを計画的に整備・更新する。
- 市内各地区で地域医療を支える診療所を運営し、地域の実情に応じた診療等を実施する。
- 網地島地区の地域医療を担う「網小医院」に対し、医師等医療従事者の安定的な雇用を目的とした補助金を交付する。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
医療の確保	診療施設 病院	医療機器等購入事業（牡鹿）	市
医療の確保	診療施設 病院	設備改修事業（牡鹿）	市
医療の確保	診療施設 診療所	橋浦診療所改修事業	市
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	牡鹿病院繰出金	市
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	橋浦診療所運営事業	市

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	雄勝診療所及び雄勝歯科診療所運営事業	市
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	寄磯診療所運営事業	市
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	網小医院運営費補助事業	医療法人
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	病院群輪番制病院運営事業	医療機関
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	休日等急患診療対策事業	市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載したすべての公共施設等の整備は、石巻市公共施設等総合管理計画の考え方との整合を図りながら、公共施設等の適切な管理を推進し、過疎地域の持続的発展に必要な事業を適切に実施していくこととする。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 教育環境の整備

本市では、震災により多くの学校施設が被災したことから、教育環境の復旧のため、平成24年3月に「石巻市立学校施設災害復旧整備計画」を策定し、被災した学校の復旧整備を行ったほか、移転新築事業を実施してきた。

また、震災において被災を免れた学校施設においても、老朽化が激しいことから、計画的に老朽化対策や安全対策を行った。

さらに、校舎以外の備品等の環境整備について、指導内容や指導方法に対応した備品、教材の整備を図ったほか、児童生徒の読書活動を推進するため、学校図書館の充実を図っている。

今後も児童生徒が安全安心な環境で学ぶことができるよう、学校施設の計画的な整備・更新を図るとともに、教育委員会と学校が連携し、社会の変化を見据えながら、教育内容や指導方法に対応した備品や教材などの整備に努め、良好で質の高い教育環境の確保を図っていく必要がある。

② 学校教育の充実

本市では、教育の本質は「人づくり」であるという理念のもと、教育分野における各種施策を展開している。

近年、わが国においては、少子高齢化、人口減少などが加速し、教育分野においても、子どもたちの学力・学習意欲の低下、利己的な個人主義の風潮など、様々な課題が指摘されており、本市の全国学力・学習状況調査の結果をみても、全国や宮城県平均を下回る項目が多くある。

これまで本市では、どのような時代にも対応できる人間を育成するため、社会の変化に主体的に対応し、自ら考えて判断・行動する「社会を生き抜く力」を持った人を育成することを目指し、確かな学力とよりよく生きるための豊かな心の育成を推進してきた。

今般、特に生成AIをはじめとするデジタル技術が加速的に進化する現代において、その技術を適切に習得し、リスクを抑制するためにも、リベラルアーツ（一般教養）の習得はますます重要となることから、引き続き教育環境の充実に努め、将来を担う子どもたちが、その基礎をしっかりと修められるよう取り組んでいく必要がある。

また、児童生徒が学習に取り組むうえで、経済的な理由や地理的な条件によって、不利な状況に置かれることがなく、全ての児童生徒が等しく学習機会を享受できる環境を整えてきた。

今後も引き続き、社会の変化に対応していく力を育成する教育を推進するとともに、子どもたちの個性と能力を最大限に伸ばし、充実した学校生活を送ることができるよう、一人一人のニーズに合ったきめ細かな教育を推進していく必要がある。

③ 防災教育

本市では、各学校において、災害から児童生徒を守る取組として、震災発災前から、防災教育計画や災害対応マニュアルを策定し、これらに基づく避難訓練を行い、災害の発生に備えてきた。

しかし、震災によって、児童生徒が通う学校は大きな被害を受けたほか、未来ある尊い生命が多数奪われ、子どもたちの心にも大きな影響を与えた。

この経験を決して忘れることなく、再びこの地を襲う可能性のある地震・津波に対し、より強固な備えをしていくことが求められている。

このため、児童生徒があらゆる災害に直面した時に、確実に自らの命を守り抜くことができるよう、防災教育を推進するとともに、教職員の防災教育指導力向上を図りながら、学校の災害対応力を高める必要がある。

④ 地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進

本市では、地域の協力を得ながら、通学時における児童生徒の安全の確保や、青少年健全育成などの取組を実施し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育つ環境づくりを協働して推進してきた。

地域社会における人間関係は、子どもたちが様々な体験や人との関わりを通し、自主性や社会性を身に付けるうえで、非常に重要な役割を担っている。

近年、核家族化・少子高齢化・地域コミュニティの希薄化が進み、子育てについて、気軽に相談できる機会や世代間で交流する機会が少なくなっており、本市においては、震災による地域コミュニティの変化により、都市化や過疎化の進行がより一層加速している。

引き続き、子どもたちが地域の中で安全安心に生活を送り、心豊かにたくましく成長していくため、行政と学校、そして地域が連携しながら、子どもたちの健全育成や安全確保、協働教育の充実に努めるとともに、地域の声を学校の運営に活かし、より良い教育活動を行っていくための体制づくりを進めていく必要がある。

⑤ スポーツ活動の推進

生涯にわたるスポーツ活動は、他者とのコミュニケーション、爽快感や達成感によるストレスの解消、体力の向上や生活習慣病の予防など、人生をより豊かにするとともに心身両面の健康増進に大きな効果があることから、健康でいきいきとした人生を送るうえで非常に重要なものである。

本市では、市民自らが心も体も健康で、いきいきとした豊かな生活を営むため、市民ニーズに沿った心と体の健康づくりを可能とする生涯スポーツの普及や意識醸成などにより、気軽にスポーツを楽しめる環境整備に取り組んできたが、震災による体育施設の被災や、児童生徒の肥満傾向、体力低下傾向などの課題が発生している。

また、近年では健康に対する意識の向上により、スポーツを楽しむ人がいる一方で、全くスポーツに取り組まない人との二極化が生じており、スポーツに対する意識をどのように変えていくかも課題となっている。

このようなことから、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境を充実させるため、各種スポーツ施設の整備や市立小中学校体育施設の有効活用など、身近な場所でスポーツを楽しめる環境づくり等に努めていく必要がある。

(2) その対策

① 教育環境の整備

- 学校施設における工事（長寿命化改修工事、大規模改造工事、改修工事等）を実施する。
- タブレットや電子黒板などの教育設備を更新する。

② 学校教育の充実

- 小中学校において、タブレット端末を活用する。
- 幼稚園から高等学校にALTを配置する。
- 道徳教育や豊かな感性を育てる教育の充実を図る。
- 経済的な事情により就学が困難な児童生徒の家庭を支援する。
- 不登校や学校生活に不安を抱える児童生徒の学習機会の確保を図るとともに、社会的自立に向けた支援や、保護者を対象に学校生活の不安や心配がある児童生徒の相談や支援を行う。
- 遠距離通学となる市立小・中学校の児童生徒に対して、スクールバスの運行等による通学支援を実施する。
- 河北幼稚園に通園する園児に対して、通園バスの運行により通園を支援する。
- 青少年劇場小公演、巡回小劇場、文化芸術による子どもの育成事業の開催を通して、希望する小中学校に対して、生の芸術文化を身近に鑑賞する機会を提供する。

③ 防災教育の推進

- 防災教育副読本の作成と活用を推進する。
- 不審者対応や緊急地震速報受信機を活用した訓練などを実施する。

④ 地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進

- 市内小中学校及び桜坂高校に学校支援地域コーディネーター及び地域連携担当教員を配置し、学校、地域、家庭をつなぐ仕組みをつくり、地域との協働による教育活動を展開する。
- 市内小学校区において公共施設等を活用し、子どもたちの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、交流活動の取組を実施する。
- 市内小学校高学年の児童を対象に、市内各地域の特色を活かした体験活動を取り入れた講座を開催する。
- ジュニア・リーダーを養成するとともに、資質向上のため、各種研修の機会を提供する。

- 青少年の非行防止と健全育成を図るため、街頭補導活動や不審者対策事業のほか、少年相談並びに市民総ぐるみの青少年健全育成にかかる地域活動を実施する。
- 青少年劇場小公演、巡回小劇場、文化芸術による子どもの育成事業の開催を通して、希望する小中学校に対して、生の芸術文化を身近に鑑賞する機会を提供する。

⑤ スポーツ活動の推進

- いしのまき復興マラソン等の事業を、いしのまきスポーツコミッション及びスポーツ関係団体との協働により実施する。
- 市内外の方が参加可能なスポーツ交流イベントを幅広く実施する。
- 安全安心に利用できる施設の維持管理を徹底するとともに、施設のネットワーク化や学校体育館の開放など、効率的な運用による整備・有効活用を図る。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
教育の振興	学校教育関連施設 校舎	学校校舎長寿命化改良事業	市
教育の振興	学校教育関連施設 校舎	学校校舎改築事業	市
教育の振興	学校教育関連施設 屋内運動場	学校屋内運動場長寿命化改良事業	市
教育の振興	学校教育関連施設 屋内運動場	学校屋内運動場改築事業	市
教育の振興	集会施設、体育施設 等 公民館	河北総合センター施設改修事業	市
教育の振興	集会施設、体育施設 等 公民館	桃生複合施設維持管理事業	市
教育の振興	集会施設、体育施設 等 体育施設	桃生野球場改修事業	市
教育の振興	集会施設、体育施設 等 体育施設	桃生植立山公園改修整備事業	市
教育の振興	集会施設、体育施設 等 体育施設	北上にっこりサンパーク野球場改修事業	市
教育の振興	集会施設、体育施設 等 体育施設	北上にっこりサンパーククラブハウス建替え事業	市
教育の振興	集会施設、体育施設 等 体育施設	追波川河川運動公園整備事業	市
教育の振興	過疎地域持続的発展 特別事業 幼児教育	河北幼稚園園児輸送事業	市
教育の振興	過疎地域持続的発展 特別事業 義務教育	遠距離通学支援事業	市
教育の振興	過疎地域持続的発展 特別事業 義務教育	遠距離通学費補助事業（河北・桃生）	市
教育の振興	過疎地域持続的発展 特別事業 生涯学習・スポーツ	青少年文化芸術鑑賞事業	市
教育の振興	過疎地域持続的発展 特別事業 生涯学習・スポーツ	文化芸術団体の育成事業	文化芸術団体
教育の振興	過疎地域持続的発展 特別事業 その他	少年センター運営事業（補導員配置）	市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載した公共施設等のうち、学校施設については、石巻市公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定めた石巻市学校施設整備保全計画により、その他の整備は、石巻市公共施設等総合管理計画の考え方との整合を図りながら、公共施設等の適切な管理を推進し、過疎地域の持続的発展に必要となる事業を適切に実施していくこととする。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市では、震災以前から人口減少が進行しており、特に半島沿岸部では震災による市外への転出や内陸部への転居が影響し、大幅な人口減少が生じている。一方で、内陸部では沿岸部からの転居により、一部地域で人口が集中し、地域コミュニティを取り巻く環境は大きく変化している。

地域コミュニティの維持と活性化には、市民一人一人が地域の一員としての自覚を持ち、思いやりと支え合いの心を育むことが重要である。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、地域の課題に応じた対応を地域一体で行うことが求められており、今後も地域の実情に応じた柔軟な支援を行い、多様な主体が参画する持続可能な地域社会の構築に向けた取組を一層推進していく必要がある。

(2) その対策

- 住民協議会による地域づくり活動など、住民の主体的な活動を支援する。
- 各地域のまちづくり施策について検討し、市長に提案する地域まちづくり委員会を開催し多様な主体による地域活動を推進する。
- 市民が行政と協働のまちづくりにより実施する事業のほか、市全域のまちづくりのために地域コミュニティの活性化を図る事業を支援する。
- 住民主体で開催するコミュニティ活動、住民交流事業の開催の活発化を図るため、町内会が集会所やイベント等で使用する備品の購入に対して支援する。
- 地域住民によるコミュニティ活動の拠点となる集会所の新築、改修などを支援する。
- 買物弱者が多数存在する離島部において、住民団体等が自主的に実施している買物支援事業に対して助成金を交付する。
- 島民及び県内離島保有市町と連携し、離島振興及び活性化を図る。
- ライフラインの安定的な供給を維持し、島民の生活の安定、離島における人口減少防止及び定住促進を図る。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	買物支援対策事業	市
集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	ずっと住みたい地域づくり支援事業	住民自治組織
集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域づくり基金事業（助成金）	各団体
集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	離島振興対策事業（牡鹿）	市
集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	集会所建設費補助事業	町内会等
集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	コミュニティ助成金事業（宝くじ）	町内会等

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市では、市民一人一人が生きがいのある心豊かな生活を送るため、生涯学習に係る情報や機会の提供、各種相談など、市民の生涯学習活動を支援するとともに、文化芸術に関するイベントなど、市民が文化芸術を身近に感じられる環境づくりを推進してきた。

生涯学習は、人々の創造性を育み、表現力を高めるとともに、生きがいを持ちながら暮らせる「心豊かな社会の形成」と「うるおいのあるまちづくり」につながるものであり、引き続き、市民が心豊かで活気のある地域社会を形成するため、誰もが学べる環境を整え、互いに教え合い、学び合うことができる生涯学習を推進する必要がある。

また、伝統・文化の保存や継承を図り、郷土への理解を深めるため、文化財の現況について調査研究や保存に取り組んできたほか、伝統文化・伝統芸能の後継者への支援や育成を行い、文化財、伝統文化・伝統芸能などの文化遺産を次世代へ継承していく取組を推進してきたが、人口減少や高齢化により伝統文化を継承する人材不足が進行している。

こうした文化を後世へ伝えるべく、学校の授業のほか、様々な発表の場を通じて継承に努めるとともに、引き続き、地域活動や学校の授業などで学ぶ機会を創出しながら、郷土の歴史や文化に対する興味や関心、愛着を育み、次世代へ継承していくための取組を推進する必要がある。

(2) その対策

- 出前講座や公民館講座を実施する。
- 石巻市博物館において、企画展・特別展を開催する。
- 芸術鑑賞事業や文化芸術参加型事業を展開する。
- 図書、記録その他必要な資料や情報を収集、整理、保存し、市民の利用に供する。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
地域文化の振興等	過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化財保存事業費等補助事業	保存団体

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本市は、市域の約半分を森林が占め、多様な生物が生息・生育しており、国の天然記念物であるイヌワシをはじめ、絶滅危惧種に指定される希少生物も数多く確認されるなど、豊かな自然環境に恵まれている。三陸復興国立公園や県立自然公園など風光明媚な景観資源にも恵まれており、これらを次世代に引き継ぐため、環境に配慮した行動ができる人づくりを推進している。

地球温暖化に起因する異常気象は、温室効果ガスの排出による影響とされており、今後は生態系や私たちの暮らしにも大きな影響が懸念される。このため、温暖化対策は国際的な推進はもちろん、地域においても推進する必要がある。

本市では、温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を令和6年2月に表明し、今後、持続可能な社会の実現に向けた計画的な対応が求められている。

(2) その対策

- 市民や関係団体と協働して各種イベントを開催し、環境保全に関する意識高揚のための普及・啓発活動を行う。
- 環境に配慮した行動を実践できる「環境市民」を育成する。
- 川のビジターセンターを拠点に、自然を活用した交流人口の増加や地域の活性化に貢献する事業を推進する。
- 太陽光発電システムなどの設置や設置支援に努め、温室効果ガス排出の低減を推進する。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用施設	太陽光発電等普及促進事業	市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載したすべての公共施設等の整備は、石巻市公共施設等総合管理計画の考え方との整合を図りながら、公共施設等の適切な管理を推進し、過疎地域の持続的発展に必要な事業を適切に実施していくこととする。

1.3 事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住定住促進事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	地域おこし協力隊事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	結婚支援事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	雄勝ガーデンパーク推進支援事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	友好都市交流事業（河北）	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	石巻市のしごと理解促進事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	人材育成促進事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	民間による人材育成等支援事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	優良肉用牛生産振興対策事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	担い手育成総合支援事業（農林）	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	担い手育成総合支援事業（水産）	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	多面的機能支払交付金事業（河北・桃生・北上）	農業者等の団体	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	有害鳥獣対策事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	鯨食普及事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	種苗放流等事業費補助事業(アワビ) (雄勝・北上・牡鹿)	漁業協同 組合	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	中小企業融資・小企業小口融資あつ せん事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	産業創造助成金事業（研究開発、人 材育成、情報提供、知的財産等取得）	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	商工会事業費補助事業	商工会	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産 業化	6次産業化・地産地消推進センター 運営事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	企業訪問事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	石巻市産業連携会議事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	起業・経営相談事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	中小企業セミナー等開催事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	産学官連携事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	事業者マッチング事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	CNF利活用促進事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 観光	海水浴場管理運営事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 観光	かほく夏祭り実行委員会補助事業	実行委員 会	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 観光	かほく産業まつり補助事業	実行委員 会	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 観光	雄勝海鮮市まつり補助事業	実行委員 会	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 観光	伝統工芸品振興事業費補助事業（雄 勝）	雄勝硯生 産販売協 同組合	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 観光	ものうふれあい祭補助事業	実行委員 会	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 観光	北上にっこり写真セミナー補助事業	実行委員 会	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 観光	北上にっこりまつり&歳の市補助事 業	実行委員 会	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 観光	牡鹿鯨まつり補助事業	実行委員 会	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 企業誘致	企業立地促進事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 企業誘致	企業誘致アドバイザー活用事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 企業誘致	官民一体となった企業立地推進事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 企業誘致	人材確保支援事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 企業誘致	企業情報発信・マッチング事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 その他	創業支援事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 その他	創業支援補助事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 その他	トライアルマーケット支援事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 その他	創業支援セミナー開催事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 その他	ワンストップ窓口相談事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 その他	創業支援事業者連携会議によるフォ ローアップ事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 その他	創業機運醸成事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
地域における 情報化	過疎地域持続的 発展特別事業 情報化	テレビ共同受信施設組合施設改修費 等補助事業	自主共聴 組合 NHK共聴 組合	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
交通施設の整 備、交通手段の 確保	過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	牡鹿地区市民バス運行事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
交通施設の整 備、交通手段の 確保	過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	住民バス運行費補助事業	運行協議 会	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
交通施設の整 備、交通手段の 確保	過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	離島航路維持事業（牡鹿）	航路会社	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福 祉の向上及び 増進	過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福 祉の向上及び 増進	過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	地域子ども・子育て支援拠点事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福 祉の向上及び 増進	過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者 福祉	老人クラブ活動費補助事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福 祉の向上及び 増進	過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者 福祉	生きがいデイサービス事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福 祉の向上及び 増進	過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者 福祉	ひとり暮らし老人等緊急通報システ ム事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	敬老祝金支給事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	在宅高齢者サービス事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	地域活動支援センター事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 その他	妊産婦健康診査費助成事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	牡鹿病院繰出金	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	橋浦診療所運営事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	雄勝診療所及び雄勝歯科診療所運営事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	寄磯診療所運営事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	網小医院運営費補助事業	医療法人	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	病院群輪番制病院運営事業	医療機関	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	休日等急患診療対策事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育	河北・桃生幼稚園園児輸送事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	遠距離通学支援事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	遠距離通学費補助事業（河北・桃生）	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
教育の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 生涯学習・スポ ーツ	青少年文化芸術鑑賞事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
教育の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 生涯学習・スポ ーツ	文化芸術団体の育成事業	文化芸術 団体	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
教育の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 その他	少年センター運営事業（補導員配置）	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	買物支援対策事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	ずっと住みたい地域づくり支援事業	住民自治 組織	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	地域づくり基金事業（助成金）	各団体	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	離島振興対策事業（牡鹿）	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	集会所建設費補助事業	町内会等	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	コミュニティ助成金事業（宝くじ）	町内会等	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
地域文化の振 興等	過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	文化財保存事業費等補助事業	保存団体	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである